

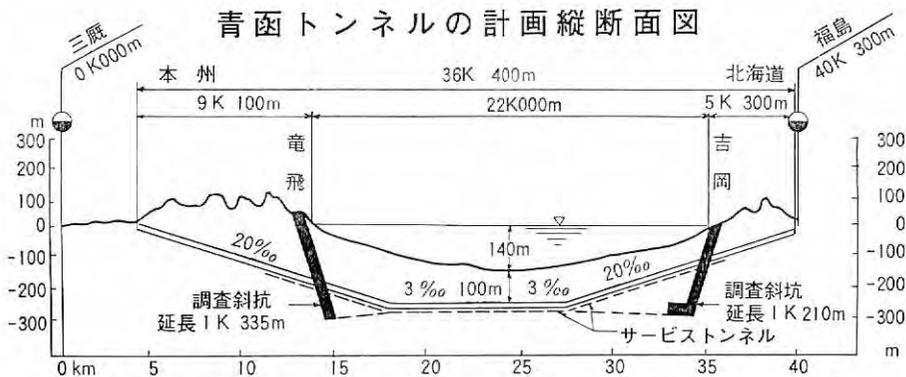
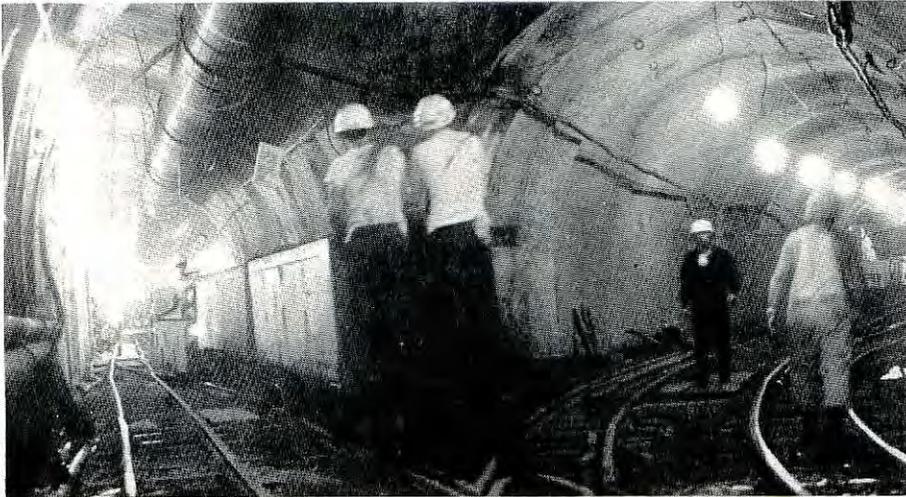
北海道議會時報

特集 第1回臨時道議會

(第3期北海道総合開発計画)
に関する意見案の調査経過

第22巻 第2号

昭和45年2月



北海道議會事務局

…… 第 2 号 目 次 ……

議 会 の 動 き

第 1 回臨時道議会	1
本 会 議	2
意 見 書	19
議会運営委員会	19
常 任 委 員 会	20
特 別 委 員 会	22
総合開発調査特別委員会	
石炭対策特別委員会	
北方領土対策特別委員会	

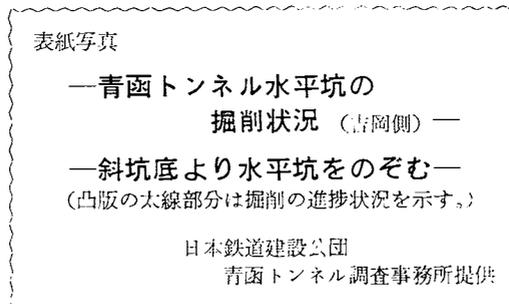
会 合

全国都道府県議会議長会	40
都道府県議会議員共済会	40
全国都道府県議会畜産振興対策協議会	40

資 料

大臣・次官一覧、衆・参両院正副議長、常任・特別委員長一覧	41
政 党 幹 部 一 覧	43
行 政 実 例	48

1 月 の メ モ



議会の動き

第1回臨時道議会

提出者	提出件数	議 決 の 状 況			計
		原 案 可 決	承認 議決	報告 のみ	
知事	8	2 (内調査事件1を含む、 委員長報告の調査意見のとおり決定)	1	6	9
議員	1		—	—	1
合計	9	3	1	6	10

(注) 提出件数と議決の状況とが符合しないのは、継続調査事件が1件あつたためである。

- ① 昭和45年第1回臨時道議会は、第3期北海道総合開発計画道意見案にかかる意思決定を主題として1月23日招集され、同日開会、会期を1日間に決定の後、雄別炭鉱(株)の当面した経営難に対処するための資金融資対策関係補正予算および専決処分承認報告案件が上程され、知事から提案説明後、委員会付託を省略してこれを即決、ついで、かねて総合開発調査特別委員会において継続調査中の「第3期北海道総合開発計画に関する意見案調査の件」を上程、総合開発調査特別委員長から、委員会における調査の経過および結果について報告があつた後、多数をもつて委員長報告の調査意見のとおりこれを決定、このあと米の生産調整に関する要望意見書を可決して閉会した。
- ② 提出案件の処理状況はつぎのとおり。

第1回臨時道議会に知事から提出のあつた案件

議 案

提出月日	番号	件 名	議事経過
1.23	1	昭和44年度北海道一般会計補正予算	1. 23 原案可決

報 告

提出月日	番号	件 名	議事経過
1.23	1	専決処分報告につき承認を求める件(昭和44年度北海道一般会計補正予算12月23日専決処分)	1. 23 承認議決
同	2	専決処分報告の件(損害賠償額の決定12月22日専決処分)	1. 23 報 告
同	3	専決処分報告の件(損害賠償額の決定1月17日専決処分)	同
同	4	専決処分報告の件(損害賠償額の決定1月17日専決処分)	同
同	5	専決処分報告の件(損害賠償額の決定1月17日専決処分)	同

同	6	専決処分報告の件(損害賠償額の決定1月17日専決処分)	同
同	7	専決処分報告の件(損害賠償額の決定1月17日専決処分)	同

継続調査事件

提出月日	件 名	議事経過
44.10.21	第3期北海道総合開発計画に関する意見案調査の件	45.1.23 委員長報告の調査意見のとおり決定

議員から提出のあつた案件

意 見 案

提出月日	番号	件 名	提出者	議事経過
1.23	1	米の生産調整に関する要望意見書	石畑久成君外10人提出	1. 23 原案可決

本 会 議

○1月23日 午後3時52分開議、岩本議長、昭和45年第1回臨時道議会の開会を宣し、引き続き開議、日程第1会議録署名議員の指定を行ない、諸般の報告の後、日程第2会期決定の件を議題とし、臨時会の会期を1月23日、1日間とすることに決定、つぎに日程第3議案第1号および報告第1号を議題とし、知事から提案説明を聴取の後、委員会付託を省略して、異議なく議案については原案可決、報告については承認議決、つぎに日程第4第3期北海道総合開発計画に関する意見案調査の件を議題とし、天谷総合開発調査特別委員長(自民)から、委員会における調査の経過および結果について報告、ついで奥野(一)議員(社会)から、委員会において留保した11項目の少数意見の報告があつた後、委員長報告の調査意見のとおり決することについて起立による採決の結果、起立多数(共産反対)にて委員長報告の調査意見のとおり決定、つぎに日程第5意見案第1号(米の生産調整に関する要望意見書)を議題とし、説明および委員会付託を省略の後、起立による採決の結果、起立多数(共産反対)にて原案可決、今臨時会に付議された案件のすべてを議了、岩本議長から、閉会のあいさつがあつて、午後4時40分閉会。

知事説明要旨

ただいま議題となりました昭和44年度北海道一般会計補正予算案について、御説明申し上げます。

議案第1号の予算案につきましては、雄別炭鉱株式会社の当面した経営難に対処するに必要な資金の融資対策として、

炭鉱経営安定特別対策費 7,500万円

を計上しようとするものであります。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

総合開発調査特別委員長報告

私は、総合開発調査特別委員会の委員長といたしまして、本委員会に付託されました第3期北海道総合開発計画に関する意見案の調査経過並びにその結果につきまして、御報告いたします。

御承知のように現在進められております第2期北海道総合開発計画は、明45年度をもって終了することに相なっておりますが、道におきましては第2期計画に引き続き次期

計画の策定について、早くから準備を進め、昭和43年4月には、これが推進のため機構改革を行ない、事務体制を整備強化するとともに、同年11月には、北海道総合開発計画につきまして、北海道総合開発委員会に諮問いたし、計画の策定に全力を傾けてまいつたところであります。

本委員会といたしましても、昭和42年5月設置以来、第2期計画の推進とあわせ、次期計画の策定に必要な資料の収集、問題の分析、解明及び新全国総合開発計画との調整等につきまして調査を進めますとともに、さらに総合開発委員会における中間の審議状況等について、道から説明を聴取いたし、本委員会といたしまして、独自の立場から調査検討を行なつてきたところであります。

しかして、昨年10月21日の本会議におきまして、知事から第3期北海道総合開発計画に関する意見案について、道議会の審議を得て内閣に提出いたしたいとして提示があり、同日、本委員会にこの調査が付託されたのでありますが、翌22日、案の内容につきまして、説明を聴取するとともに、本委員会における調査の完璧を期するため、各常任、特別委員会の所管に関係のある事項につきまして、それぞれの委員会で審議を願い、その意見等の提示を受けることとした次第であります。

本委員会といたしましては、各常任委員会からの意見の提示をまつて計画案に対する質疑を行なうこととし、10月23日から11月16日までの間、計画案についての書面審査及び資料の要求を行なつた次第であります。17日の委員会におきまして、各常任委員会から意見の提示があり、この意見を参考として具体的審議に入つた次第であります。

すなわち、11月18日から21日までの4日間は、第1部の開発の基本方向、11月25日から27日までの3日間は、第2部、開発の主要施策のうち、農業関係部門及び水産関係部門、28日は、林業関係部門及び石炭鉱業、地下資源関係部門、12月1日は、工業関係部門、同月2日には、エネルギー、流通、貿易の関係部門、3日は、道民生活の確立に対する総体質疑を行なう等、精力的に審議を進めてまいりましたが、御承知のとおり、衆議院議員の総選挙が告示され、また12月11日より第4回定例会が開かれること等の関係もあり、以後の委員会は新年早々に開き、審議を行なうことにした次第であります。

本年1月に入りましてからの審議状況について申し上げますと、1月8日から10日までの3日間は、道民生活に関する部門、1月12日は、新交通、通信関係部門、13日は、教育、文化関係部門、14日には、自然の保護、保全関係部門、16日は、冬季開発及び北方圏に関する部門、19日は、開発の所要資金及び計画関連諸方策についての質疑を行ない、22日には、知事の出席を求め、計画に対する総括質疑を行なう等、道案を中心に熱心な検討が行なわれた次第であります。

しかして同日をもつて、計画案に対する一切の質疑を終

結したのでありますが、御承知のとおり提示されました計画案は、わが国経済の国際化、大型化などに対応し、本道のすぐれた開発可能性の発揚によつて産業経済の飛躍的發展をはかり、わが国経済社会の繁栄に積極的に寄与するとともに、都市と農山漁村の均衡ある発展を推進し、「生産と生活が調和する豊かな地域社会を建設する」ことを目標として、過去1世紀にわたる開発の成果のうえに、国民的期待にこたえつつ、北海道2世紀の進路を切りひらくため、新たな構想のもとに作成されたものでありまして、昭和46年度を初年度とし、昭和55年度を目標年度とする、10カ年の本道の向うべき方向と、展開すべき施策を明らかにしようとしたものであります。

以下、その内容について、簡単にご説明申し上げますと、

躍動する産業経済の展開としましては、

- 1 食糧供給の重責をになう高生産性農業の展開及び水産業を育成する。
- 1 高度の生産性と公益性をもつ北方林業の確立をはかる。
- 1 石炭鉱業の安定と地下資源の開発を促進する。
- 1 経済発展を先導する近代的工業の展開をはかる。
- 1 豊富低廉なエネルギーの開発を推進する。
- 1 近代的流通体制の確立と貿易の振興をはかる。

等でありまして、

明るく豊かな道民生活の確立としましては、

- 1 住みよい生活環境を整備する。
- 1 道民の健康増進と医療水準の向上をはかる。
- 1 充実した社会福祉の確立をはかる。
- 1 労働者の能力発揮と福祉の向上を促進する。

新交通通信体系の総合的、先行的整備としては、

- 1 生活、生産の基盤をなす近代的道路網を充実する。
- 1 長距離、大量輸送の主軸となる鉄道の近代化をはかる。
- 1 大型経済交流の拠点となる港湾を拡充する。
- 1 国際化、大型化に対応する空港の整備をはかる。
- 1 情報化時代に対応する通信体系の確立をはかる。

等でありまして、

創造性豊かな人材の養成と学術、文化の振興としては、

- 1 生涯にわたる人間教育の推進と体育の振興をはかる。
- 1 開発を先導する学術研究の推進、とくに試験研究機関の充実強化をはかる。
- 1 北方風土にふさわしい文化の振興をはかる。

等でありまして、

自然の保護保存と有効活用としては、

- 1 国土保全の強化と水資源開発の推進をはかる。
- 1 自然の保護保存と国民的期待に応える観光開発を推進する。

等でありまして、

道民活動を活発化する冬季開発の推進としては、

- 1 産業活動の通年化と冬季生活の充実を推進する。
 - 1 冬期交通の確保と冬期災害の防止をはかる。
- 等でありまして、

北方圏交流の拡大推進としては、

- 1 北方圏流通拠点と加工貿易基地の開発整備を推進する。
 - 1 北方圏との学術文化交流の推進をはかる。
- 等でありまして、

以上7項目を取り上げ、これによつて、本計画の目標年次である昭和55年度には、道内人口を600万人に、道内生産所得については、5兆2,650億円、就業者総数におきましては、282万7,000人に達し、就業者1人当たり生産所得は、186万3,000円となり、工業出荷額は、4兆7,023億円等であり、本計画期間中の総事業費は、18兆8,539億9,100万円とし、国費は、4兆7,474億100万円、道費は、1兆436億9,400万円、市町村費9,920億900万円、民間資金7兆8,453億8,100万円として、これに必要な資金計画を入れ、部門別にその構想と計画を具体的に打ち出したものであり、これらの問題を中心に熱心な調査審議が行なわれた次第であります。

次に、質疑を通じ、論議されました主なる事項を申し上げますと、

第1部開発の基本方向におきましては、

3期計画作成の基本姿勢、新全国総合開発計画との関連、3期計画の性格、広域生活圏、中核都市圏構想、中間指標策定問題、地域格差解消策、北方圏構想、所要資金調達の見通し。

第2部開発の主要施策のうち、

躍動する産業経済の展開におきましては、

高生産性大規模農業の確立、農水産物流通機能の整備、近代的農村地域社会建設の方策、高生産性水産業の育成対策、海洋開発の構想、水産資源の保護対策、林業政策の基本姿勢、林産業振興対策、地帯別林業開発計画、石炭産業安定の具体策、鉱山労働者対策、産炭地振興の基本的考え方、工業開発計画の概要、本道資源と立地企業との関係、企業誘致と市町村財政の問題、産業公害の防止策、天然ガス導入と石炭需要との関連、良質低廉なエネルギー確保の方策、取引流通の近代化、北方圏との貿易交流の考え方、農水産物輸送体系の整備、流通情報機能の充実強化策。

明るく豊かな道民生活の確立におきましては、

生活基盤確立の諸方策、広域生活圏構想と中核都市圏の位置付け、住宅建設計画の基本的考え方、3期計画における住宅規模と計画達成の見通し、宅地供給の考え方、住宅産業の育成策、低家賃住宅の建設計画、交通安全対策の推進、救急業務及び医療体制の整備、水道の整備普及、下水道の整備拡充、清掃施設の整備促進、多目的な公園の造成整備、公害に対する調査研究と道の機構整備促進、公害防

止の諸方策、石油火災に対する指導体制、海難防止対策、医師及び医療技術者の確保、地域センター病院の整備、へき地医療対策の強化、社会福祉施設の整備、身体障害者の福祉増進、老人、母子家庭対策、遺児対策の促進、子供の国建設計画の概要、保育所整備計画、若年労働者の確保対策、労働人口動態と雇用対策、職業訓練の充実強化、労働条件の改善方策。

新交通、通信体系の総合的、先行的整備におきましては、

国土開発、幹線自動車道の整備、国の道路整備計画と3期計画の関連、自動車の増加による道路網の整備、除雪体制の強化と事業の推進、新幹線建設構想、青函トンネルの完成、バス企業の一元化、バス路線の休止止に対する考え方、国鉄ローカル線の整備促進、十勝新港建設計画の有無、輸送体制の改善方策、国際空港建設と軍民分離の考え方、郵便物輸送上の問題点、有線放送に対する助成措置。

創造性豊かな人材の養成と学術文化の振興におきましては、

幼稚園整備計画の拡大、学級編制改善策と学校統合計画の具体的考え方、高校進学率の把握と間口の考え方、博物館の設置計画、大規模スポーツセンターの規模。

自然の保護保存と有効活用におきましては、

治山、治水事業の基本的考え方、保安林整備方針、海岸浸蝕の防止対策、河川改修事業の促進、水需要と利水問題、自然公園の整備、通年観光の促進、国民休暇村建設問題。

道民活動を活発化する冬季開発の推進におきましては、冬季開発の基本的構想、屋内スポーツ施設計画、冬期交通の確保、市町村道の除雪拡大、通年施工の考え方、生鮮食料確保の方策。

北方圏交流の拡大推進におきましては、

北方圏交流の考え方、開発資材及び耐寒技術の輸出入内容、北方的産業教育の考え方、国際空港新設の構想。

第3部計画達成の方策におきましては、

民間資本の蓄積が不十分な原因とその解決策、道民の協力を求める具体的方策、国の経済成長のヒズミ是正と3期計画との関連、補助率改訂問題と市町村財政対策の強化、所要資金の調達見通し。

総括質疑におきましては、

生産と生活の調和をはかるための具体策、中間指標策定の必要性、民間資金調達の見通し、過疎対策の強化、寒地農業の確立に伴う諸問題、基地対策、北方領土問題、2期計画に対する評価と3期計画の基本姿勢、計画策定にあつての関係各機関との連携、社会保障並びに生活基盤整備問題、自然保護並びに観光地の俗化防止対策など、基本的な問題につきまして活発なる論議がかわされた次第であります。

しかして、質疑終結後、理事会におきまして本案の意見

調整をはかりましたうえ、さきほどの委員会におきまして次に申し上げます事項、すなわち計画を修正すべき事項、計画策定に関し留意すべき事項及び計画実施に関し留意すべき事項を本委員会の調査意見として決定した次第であります。

なお、調査結果の意見として、「人間尊重の方針」のそう入、外、10項目について更に追加されたいとの動議が提出され、採決の結果、少数をもって否決されたのでありますが、これにつきましては、少数意見が留保されておりますことを申し添えます。

これより、本委員会の調査意見につきまして申し上げます。

まず、計画を修正すべき事項として、

躍動する産業経済の展開におきましては、道外大消費地に大規模な貯蔵、配送施設の設置を促進すること。

農村における住宅の集団化について必要な条件の整つたものに対しては、適切な推進の方途を講ずること。

林産業の振興として臨海部においては、輸入材の利用をふくめ大規模なコンビナート化された新たな林産工業の育成を推進すること。

明るく豊かな道民生活の確立におきましては、

保健休養の場として利用するために必要な園地、自然歩道等の諸施設を設置すること。

重度重症者施設の整備につきましては、

「事業量3カ所、3億2,100万円」を「事業量5カ所、6億1,800万円」に修正すること。

産業の近代化、機械化に伴つて新たに発生する職業病（白ろう病、キーパンチャー病等）の発生をみており、これらに対して未然防止対策を促進すること。

創造性豊かな人材の養成と学術文化の振興におきましては、

幼稚園の整備について、

「事業量206園、事業費28億200万円」を「事業量278園、事業費43億7,800万円」に修正すること。

小・中・高校プール施設関係の整備につきましては、

「事業量409基、事業費37億8,300万円」を「事業量503基、事業費46億2,900万円」に修正すること。

文化会館の整備につきまして、

「事業量14館、事業費17億円」を「事業量19館、事業費22億円」に修正すること。

次に、本計画案中、

「苫小牧東部」とあるのを「苫小牧東部地区」に変更すること。

以上でありまして、これらの修正に伴う所要資金等につきましては、それぞれ所要の修正措置を行なうことと致した次第であります。

つぎに、計画策定に関し留意すべき事項として、

地域開発の方向におきましては、広域生活圈構想の推進にあたっては、つぎの点に留意すべきである。

- 1 各省庁の圏域構想が、未調整のまま実施されることのないよう適切に対処すること。
- 2 地方自治体の機能が、十分に発揮されるよう配慮すること。
- 3 施設については、その機能に応じて圏域内に適正に配置、整備し、中心都市と周辺農山漁村が、相互に有機的連けいを保ちつつ発展するよう配慮すること。
- 4 人口減少地域について、広域生活圈構想の推進等により過疎化の防止につとめること。

この場合、特に地域の実状に応じて、産業の積極的な振興をはかるよう行財政上の措置を講ずること。

計画の効果的推進をはかるため、可及的すみやかに一次生活圈ごとに、地域の自主的な計画が作成されるよう指導し、道は、総合調整の上、計画の作成を推進すべきである。

計画の実施にあたっては、進行の管理体制に留意し、経済社会情勢の変化、開発の進捗状況等の把握につとめ、所要の調整を加えつつ、計画の円滑な推進をはかるべきである。

過疎地域におけるバス路線については、その運行を確保できるよう措置すべきである。

目標年次の北海道経済と道民生活におきましては、道民生活水準指数については、極めて重要な問題なので、今後、さらに内容の充実をはかるよう研究を重ねるべきである。

躍動する産業経済の展開におきましては、

農業の主要生産資材である機械、肥料、飼料等について流通機構の合理化につとめ、価格の適正化をはかるべきである。

栽培漁業の推進に資するため、河川等の水質汚濁防止対策を講ずるとともに、海底地下資源の開発にあたっては、漁業生産との調整に充分配慮すべきである。

地下資源の開発を促進するため、地質図幅調査を早急に実施すべきである。

恵まれぬ山間を環境とする鉱山労働者の生活の向上をはかるため、道路、住宅、教育、保健衛生等、社会生活基盤の整備につとめるとともに、市街地に宿舍の確保をはかるなど、子弟の教育に特段の配慮を加えるべきである。

消費財工業の振興にあたっては、道産原材料を活用した工業化を積極的に指導すべきである。

消費者価格の安定に資するため、小売市場における生鮮食料品などについて、標準価格等の設定を検討すべきである。

明るく豊かな道民生活の確立におきましては、

本道においては、交通事故をはじめ労働災害、海難などが相当多く発生しているため、これの防止策を強化すると

ともに、これら災害による遭兇対策などについても充分配慮すべきである。

本道における関連下請企業等、中小企業は、経営基盤が極めてぜい弱であり、若年労働力の定着を妨げる要因ともなっているため、その強化育成について、特段の配慮をすべきである。

交通事故の多発傾向にかんがみ、営業車の運転者に対する労働条件の改善について、積極的な指導を講ずべきである。

新交通、通信体系の総合的、先行的整備におきましては、

国際空港の性格上、防衛庁所管と切り離して、民間専用空港としての諸機能の充実をはかるべきである。

通信体系の確立については、加入電話の即時架設、同一市町村内の加入区域の統合など、道民の要請に即応しうる体制を確立すべきである。

創造性豊かな人材の養成と学術、文化の振興におきましては、

学校の統合については、地域住民に与える影響が大きいので、慎重に行なうよう配慮すべきである。

道民活動を活性化する冬季開発の推進におきましては、市町村道の除雪については、住民の日常活動に支障のないよう努めるとともに、特にスクールバス、患者輸送車の運行確保については、充分配慮すべきである。

計画関連諸方策におきましては、

第3期北海道総合開発計画については、道の意見を十分に尊重するとともに、今後における新経済社会発展計画などの動向を十分に勘案して、適切に策定されるよう国に要請すべきである。

この計画には、社会福祉施設に関する主要指標がとりあげられていないが、社会福祉施設の整備は、極めて重要な問題であるため、最終年においては、希望する対象者は、すべて収容できるよう努力すべきである。

次に、計画実施に関し留意すべき事項として、

躍動する産業の展開におきましては、石炭鉱業の安定については、生産合理化と併せて採掘計画の具体策を速やかに樹立すべきである。

明るく豊かな道民生活確立におきましては、

医療体系の整備については、各センター病院の設備基準、診療科目の配置、病類別病床の整備構想を具体的に検討すべきである。

港湾労働者の福祉対策については、住宅並びに福祉センターの建設を十分に配慮すべきである。

新交通、通信体系の総合的、先行的整備におきましては、

札幌市周辺における住宅団地建設に伴い、交通機関として地下鉄道の延長について、検討を急ぐべきである。

自動車、船舶、航空機、鉄道等の旅客、貨物輸送につい

て、相互の関連調整を十分配慮すべきである。

既設港湾の実態からみて、新設港湾の建設は、公共埠頭の確保をはかるべきである。

自然の保護、保存と有効活用におきましては、

観光地域の土地利用の区分を早急に策定し、自然の保護と俗化防止をはかるべきである。

計画関連諸方策におきましては、

本計画達成のためには、相当な資金を必要とするが、特に、市町村負担分については、市町村の財政計画上支障を来たさないよう配慮すべきである。

以上、本委員会の調査結果の意見を申し上げた次第であります。

これをもちまして、私の報告を終わるのでありますが、委員各位はもちろん道関係者におかれましては、長期間にわたり、終始、慎重、かつ、御熱心にこれが策定と審議に当たられた次第でありまして、その御芳苦に対し、衷心より敬意を表しますとともに、あわせて、この計画が北海道開発審議会において採択され、閣議決定を経て完全実施に移されるよう各位とともに、一層の努力を傾けて参りたいと存ずる次第であります。

以上をもちまして私の報告を終わります。

委員会調査報告書

本委員会に付託された、第3期北海道総合開発計画に関する意見書の調査経過並びにその結果を別紙のとおり報告する。

昭和45年1月23日

総合開発調査特別委員長 天谷平信

北海道議会議長 岩本政一殿

第3期北海道総合開発計画
に関する意見書の調査報告

一 調査の経過

- 1 本委員会は、本道の総合開発計画の推進に必要な調査及び各常任委員会所管の総合開発事務について連絡調査を行なうため、昭和42年5月18日設置された。
- 2 道においては、昭和38年度を初年度とする第2期北海道総合開発計画が、昭和45年度をもつて終了することに伴い、次期計画の策定について早くから準備を進め、昭和43年4月に企画部の機構について従来の開発課に代え、各部門の計画を所掌する計画第一課から計画第六課を新設するなど、事務体制の整備強化を行なうとともに、同年11月には、第3期北海道総合開発計画について、北海道総合開発委員会に諮問し、翌44年9月、同委員会の答申を受け、同年10月21日の本会議に、知事から北海道開発法第3条の規定に基づき、内閣に対し意見を具申する道案の提示があり、同日本案を付託された。
- 3 調査の経過
本委員会は、設置以来第2期計画の推進とあわせ、次期計画策定に必要な資料の収集、問題点の分析、解明及

び新全国総合開発計画との調整等について調査を行ない、さらに北海道総合開発委員会における中間の審議状況等について道から説明を受けるとともに独自の立場から調査検討を行なってきた。

しかして、10月21日第3期計画に関する意見書の調査を付託されたが、翌22日知事及び三枝副知事から本意見書の内容について説明を聴取するとともに、本委員会における調査の完璧を期するため、本案中各常任、特別委員会の所管に關係ある事項について、それぞれの委員会の審議を願い、その意見等の提示を受けることとした。

また、本委員会としても、同日から具体的調査に入り、各常任委員会からの意見等を参考に本23日まで慎重調査の結果、本委員会の結論を得るに至つたが、この経過及び各常任委員会からの意見は、次のとおりである。

(1) 経過

年月日	審議経過
43・12・12	次期北海道総合開発計画の策定に関し、11月30日北海道総合開発委員会に諮問をした旨の報告を聴取し、引き続き開発計画構想についての説明聴取並びに質疑。
44・1・30	第3期北海道総合開発計画の作成にかかわる基本構想等についての説明聴取並びに質疑。
44・2・17	協議会（北海道総合開発委員会検討事項中「昭和55年度における本道経済の規模と構造」について協議）
44・2・22	北海道総合開発委員会における3期計画に関する経過報告並びに質疑。
44・5・7	新全国総合開発計画に関する説明聴取並びに質疑。
44・5・23	新全国総合開発計画に関する質疑。
44・6・6	青函トンネル建設促進に関する状況説明聴取。 第3期計画に関する北海道総合開発委員会の経過について説明聴取。
44・6・24	第3期北海道総合開発計画の中間報告について説明聴取。
44・6・25	第3期北海道総合開発計画の中間報告に対する質疑。
44・6・26	委員交代に伴う、新委員会への引き継ぎ事項の決定。
44・7・7	委員交代に伴う、新委員会の正副委員長互選。
44・7・24	引き継ぎ事項の質疑。
44・8・7	第3期北海道総合開発計画の中間報告に対する質疑。
44・9・29	第3期北海道総合開発計画案に関し、北海道総合開発委員会より答申。

- (昭和44年10月21日本会議において3期計画の意見案提示、同日委員会に付託)
- 44・10・22 第3期道総合開発計画案の説明聴取。計画案中各常任、特別委員会の所管に関する事項について審議を願い、意見の提示を依頼。
(10月23日から10月30日まで書面審査)
- 44・10・31 11項目の資料の要求。
(11月1日から11月10日まで書面審査)
- 44・11・11 総務、建設、農地開拓、水産の各常任委員会より意見提出、要求資料の(11項目)提出。
(11月12日から11月16日まで書面審査)
- 44・11・17 厚生、商工労働、農務、文教林務の各常任委員会より意見提出、資料要求(3項目)
- 44・11・18 第3期道総合開発計画に対する質疑。
(第1部開発の基本方向に対する総体質疑)
- 44・11・19 第1部の総体質疑。
- 44・11・20 第1部の総体質疑。
- 44・11・21 第1部の総体質疑。
(11月22日から11月24日書面審査)
- 44・11・25 第2部開発の主要施策(農業)に対する質疑。
- 44・11・26 第2部開発の主要施策(農業)に対する質疑。
- 44・11・27 第2部開発の主要施策(農業)に対する質疑。
第2部開発の主要施策(水産)に対する質疑。
- 44・11・28 第2部開発の主要施策(林業)に対する質疑。
第2部開発の主要施策(石炭、地下資源)に対する質疑。
- 44・11・29 今後の日程の決定(12月1日より第2部の審議)
(11月30日書面審査)
- 44・12・1 第2部開発の主要施策(工業)に対する質疑。
- 44・12・2 第2部開発の主要施策(エネルギー、流通)に対する質疑。
- 44・12・3 第2部第2明るく豊かな道民生活の確立に対する総体質疑。
- 45・1・8 第2部第2明るく豊かな道民生活の確立に対する質疑。
- 45・1・9 第2部第2明るく豊かな道民生活の確立に対する質疑。
- 45・1・10 第2部第2明るく豊かな道民生活の確立に

対する質疑。

(1月11日書面審査)

- 45・1・12 第2部第3新交通通信体系の総合的先行的整備に対する質疑。
- 45・1・13 第2部第4創造性豊かな人材の養成と学術文化の振興に対する質疑。
- 45・1・14 第2部第5自然の保護保存と有効活用に対する質疑。
- 45・1・16 第2部第6道民活動を活発化する冬季開発の推進に対する質疑。
第2部第7北方圏交流の拡大推進に対する質疑。
(1月17日から1月18日書面審査)
- 45・1・19 第3部計画達成の方策に対する質疑。
第1開発の所要資金
第2計画関連諸方策
- 45・1・22 第3期計画の意見案に対する総括質疑(知事)
本日をもって第3期計画の意見案に対する質疑を終結し、理事会において本案に対する意見の調整を行なうことに決定。
- 45・1・23 調査意見について採決を行ない、これを決定し、委員会調査報告書及び委員長口頭報告文は委員長に一任。

(2) 各常任委員会から提出のあつた意見

○総務委員会(11月10日提出)

事 項 意 見

- 年次計画の作成及び所要資金等
- 開発計画実現にあつては、年次計画を策定し、実施すべきである。
 - 3期計画においては、物価指数、その他経済変動等を考慮し、例えば前期、後期に区分し、中間時点において計画の実績等を勘案し、所要の修正を行なうなど弾力的に運用する必要がある。その修正については、計画された事業を確保するという観点から行なうべきである。
 - 人口は40年、所得は42年、資金は44年とそれぞれ基準又は積算の年次が異なるが、これを統一することが望ましい。
 - 道及び市町村の財政規模等の推移からみて、所要資金の調達には相当努力を要する。
- 広域生活圏の形成
- 広域生活圏構想の推進にあつては、地域住民の意思を十分反映し、地方自治体の機能整備をはかる必要がある。
 - 中核都市圏及び広域市町村圏構想を推進するため、各地域の範囲等を明確にする必要がある。

	○3期計画において生産と生活の調和をはかるといっているが、社会生活基盤の整備充実をはかるなど、生活に力点をかけた計画とすべきである。		チエツクし、計画を進めていくべきである。
過疎化の防止	○過疎化に関し、市町村振興基金の枠の拡大と補助制度の拡充をはかる必要がある。		○福祉施策の推進に当たっては、きめ細かな施策を進めるとともに、国の現行制度による施策のみではなく、道独自の施策を織り込むべきである。
人口、経済の規模	○開発の推進にあたっては、人口が定着するように本道の恵まれた生活環境がさらに特色あるものとして整備し、社会的人口の増加をはかる必要がある。		○所要資金については、国庫補助率のアップをはかるべきである。
交通安全の推進	○激増する交通事故の被害者に対する援助対策及び遺児対策を実施すべきである。		○母子、身障等社会福祉住宅は、社会生活環境を配慮した施策とすべきである。
被害者援助対策の強化	○交通事故による身体障害者の福祉施設及びその収容計画人員等を明確にする必要がある。	社会福祉現業機関の充実	○社会福祉現業機関は、相談指導を含めた総合的機関として整備強化するとともに、人材養成を配慮すべきである。
交通安全施設等の整備	○救急医療センターの運営及び指導の徹底を強化し、社会の希求に対応する施設の整備拡充をはかるべきである。	老人の福祉増進	○老人の総合援護対策として施設のみではなく、医療問題、就労問題等を含め、総合的な援護対策を講ずべきである。
	○融除雪対策が市町村財政の大きな負担となつているので、積極的な除雪政策を推進するとともに、財政援助措置を講ずる必要がある。		○要保護人口の推計は、人口の伸び率及び世帯分化の傾向からみて低すぎるので、計画を上回る収容率とすべきであり、また、施設利用限度額を負担して入所できるものを対象とした構想をも織り込むべきである。
	○交通事故防止のため、踏切りの立体交差化を積極的に推進する必要がある。	心身障害者の福祉増進	○指導、診断部門等一切の機能をもつ心身障害者総合診断センターを設置すべきである。
	○交通事故予防対策として団地造成にあたっては、道路の整備、標識の設置等を計画的に推進する必要がある。		○要保護施設計画は、障害者の発生率から推計して過少であり、重度、中度等種別ごとに強化する必要がある。
	○交通安全施設の整備は、緊急措置法に基づく交通安全施設整備3カ年計画との関連において整備を高める必要がある。	児童の健全育成と母子家庭の福祉増進	○心身障害児（学齢義務年齢）を扶養する家庭の援護対策を検討すべきである。
青少年教育の充実	○青少年の健全な育成をはかるため、施設の整備充実ばかりでなく、精神的な育成対策を強く推進すべきである。		○児童の健全育成をはかるため、小児総合病院、保健センター等の対策を積極的に進めるべきである。
婦人教育、家庭教育の充実	○婦人会館の利用範囲については、婦人教育のみでなく、成人教育、家庭教育を重視した教養施設として広く活用させる必要がある。		○保育所設置費補助金の補助率引き上げを検討すべきである。
開発の所要資金	○第3期計画においても、本道の公共事業の特例措置について強く主張すべきである。		○子供の国の建設地は、気象、環境等の条件を備えた場所を選定し、早期実現をはかるべきである。
○厚生委員会（11月11日提出）			○父子家庭対策として今後調査を実施し、具体的な施策を講ずるべきである。
事項	意見		○職業婦人の乳幼児保育対策の強化をはかるべきである。
充実した社会福祉の確立	○社会開発は生活が主体であるべきであり、従つて第3期計画の副題の表現は「生活と生産」とすべきである。	道民の健康の増進と医療水準の向上	○道民の健康増進をはかるためには、医療水準の向上と保健衛生機能の強化が必要であるので、調査、試験研究機関の設置構想を織り込むべきである。
	○第3期計画の実施に当たっては、社会経済の変動に対応し、各施策を中間時点等で	医療技術者の確保	○医療従事者の充足対策は、養成目標を全国人口対比にとらわれることなく、本道

の特殊事情を加味した目標とし、積極的に推進すべきである。とくに、医師については、国立大学の早期設置の実現、看護婦については、定着率の向上、保健婦については、質的、量的強化をはかるよう努めるべきである。

医療の体系化と医療施設の整備

○無医地区対策は、患者輸送車等の施策のみによるべきでなく、地域センター病院の整備と診療所の配置等を考慮し、無医地区の解消策を検討すべきである。とくに、離島等については、ヘリコプターの設置等、患者輸送施設の整備を検討すべきである。

専門医療機関研究施設の整備

○老人、小児等の総合病院の建設を検討すべきである。

保健衛生機能の強化と施設の整備

○救急医療対策として救急医療センターの整備等を積極的にすすめるべきである。

○保健所整備計画は、2期計画の実績をふまえて具体的計画を策定すべきである。とくに、食品衛生監視機構及び機動力の強化をはかり、有害食品の一掃に努めるべきである。

○保健所職員の定員基準は、地域住民の保健衛生を保持できる一定の基準を定め配置すべきである。

○異常児出産防止策をさらに強化すべきである。

○商工労働委員会（11月11日提出）

事 項 意 見

石炭鉱業の安定と地下資源の開発促進

○石炭産業の長期安定をはかるため、道として石炭の体制問題に積極的に取り組む姿勢を示すべきである。

○大規模臨海精錬所については、本道がもつ不利な条件を克服するため、道独自の方策を考えることによりその建設を促進し、金属鉱業の安定をはかるべきである。

近代的工業の展開

○工業の開発振興については、苫小牧東部の大規模工業基地建设に重点を置いていくが、他の臨海工業地帯、内陸地帯についても十分配慮すべきである。

○中小企業に対する指導体制確立のため、診断士等の養成、商工指導センターの拡充強化及び支所の増設をはかるべきである。

○地場産業の振興をはかるため、道立試験研究機関の拡充強化及び各地域における試験研究機関の整備充実について配慮す

べきである。

○中小企業の構造の高度化を促進するため、中小企業振興事業団の資金枠の拡大をはかるべきである。

○工業振興との関連において電力の受けもつ使命は極めて重要であるから、この位置付けを明確にすべきである。

エネルギーの開発推進

○石炭産業の安定をはかるため、エネルギー政策の中における石炭の位置づけを十分考慮すべきである。

○電力の需要増に対処するため、原子力発電との関連における本州との送電連けいを考えているが、石炭の需要拡大をはかる上からも石炭利用による火力発電をも考えるべきである。

近代的流通体制の確立と貿易の振興

○北海道価格の解消など、消費者保護行政についての対策を示すべきである。

○貿易の振興については、当面する諸問題解決のため、具体策を示し、特に対岸貿易を強力に推進すべきである。

労働者の能力発揮と福祉の向上

○北海道の総合開発を進めるための基盤である労働力の確保については、全国的にみて低い位置にある賃金や福祉施設等の改善により魅力ある企業の育成をはかり、若年労働力の道外流出を防止するよう配慮すべきである。

○季節労働者の通年雇用化をはかるため、企業の体質改善及び事業の通年化を促進するよう努力すべきである。

○技能労働者を養成確保するため、職業訓練機関における指導員の確保と質の充実をはかるとともに、時代に適応した施設設備等の具体的計画を策定すべきである。

○人命尊重の立場から、労働災害防止対策について一層重要視すべきである。

○労働福祉の増進については、民間、市町村に依存している面が多い実態にあるので、単なる指導行政にとどまることなく、道独自の施策を考えるなど積極的に取り組むべきである。

自然の保護保存と観光開発

○自然保護と観光開発の関連については、特に自然保護に留意し、観光道路、産業道路の建設、観光企業の進出に際しては、規制措置を講ずるなど十分な考慮を払うべきである。

○広域観光ルートの設定に当たっては、新設路線の開発により既存観光地の発展を阻

害しないよう配慮すべきである。

○農務委員会（11月12日提出）

事 項 意 見

高生産性大規模農業の確立

- 農業関係所要資金の割合において国費の占める比率が極めて高いが、このことのために道の独自性がそなわれることのないよう配慮すべきである。また、これに関連して、北海道開発局と道との関係についても、自治体としての道の独自性が失われないようにすべきである。
- 農業開発に要する所要資金については、民間資金に多くを期待しているが、計画実施段階で農家負債が増大するおそれがあるので、長期低利等、融資制度の抜本改正および補助率の引き上げ措置を講ずるべきである。
- 本道農業の開発の一方策として新酪農村建設計画がされているが、さらに北海道の独自性を盛り込むべきである。
- 計画の実施にあたっては、実績の進捗度を把握しなければこの達成は困難であるので、その方法として4・3・3年の形で追跡調査を実施し、その実績をふまえて進めるべきである。
- 経営規模の拡大をはかるため、農家戸数を大幅に減ずることになっているが、基盤整備をはかり離農抑制対策を進めるべきである。なお、離農者に対しては、国に依存することなく、道としても具体策を講ずべきである。
- 農業の共同化、協業化が進められているが、3期計画においてこれらの施策が明示されていないので、計画に織り込み、進めるべきである。
- 牛乳の価格対策について計画に入っていないが、自由化に対処し、価格の安定をはかるため、牛乳法（仮称）の制定について明記すべきである。
- 乳業については、農民資本の積極的参加を織り込むべきである。
- 肉用牛の増殖目標は、現況からして達成困難であるので、基礎牛の積極的な導入をはかるとともに、肉資源の確保をはかるため、乳用雄仔牛の肥育技術の確立及び普及の徹底をはかるべきである。
- 高生産性農業の育成のためには、基礎的研究領域の拡大を国立農業試験場に求めるばかりでなく、道立農業試験場におい

ても基礎的研究を行ない、特に美味米とあわせ耐冷性品種の開発に努めるべきである。

- 農用地の開発については、第2期計画の実績をふまえ、新都市計画法と農業振興地域整備法との調整を行なうとともに、公用林の草地開発等積極的に農用地の拡大に努めるべきである。
- 営農類型の設定にあたっては、てん菜と酪農の結びつきを十分考慮し、輪作体系の確立をはかるべきである。
- 公共用草地の運営は、不安定なものがあるので、基金制度を設け、経営の安定化をはかるべきである。
- 輸入農機具は割り高となり、農民の負担となつているので、国産化に対する政策を樹立し、農業機械化の促進をはかるべきである。
- 高生産性大型農業の確立をはかるため、その施策として、大型機械等、積極的に機械化をはかることになっているが、計画にあたっては、既存施設の利用、共同利用の促進等、その地域の実態を考慮し、農業経営に負担とならないよう考慮すべきである。
- 畜肉の流通については、時期的に大量に出回ることにより、価格の変動が生ずるので、流通対策を早急に進めるべきである。
- 野菜、果樹についての技術対策を強化すべきである。なお、生産計画については、道内の完全自給を目標とし、あわせて道外移出は勿論、北方圏との取引についても積極的に検討すべきである。

農畜産物流通体制の確立

○建設委員会（11月10日提出）

事 項 意 見
基本方向

- 北海道の開発は、新全国総合開発計画と無関係ではありえないが、本道の自主性、特殊性を十分ふまえた計画とすべきである。
- 主要施策と所要資金との関係において、一部不明確なものがあるが、施策の裏付けとなる事業別、箇所別資金並びに年次別計画を明確に示すべきである。
- 所要資金等において、財政投融资と民間資金との区分を明確に示すべきである。
- 計画実施にあたって、制度、法令等の改正が必要と考えられるが、その具体的方

向が示されていない。

- 住宅関係
- 生活圏についての構想を示しているが、これに対応する住宅配置計画を明確に示すべきである。
 - 住宅建設を政府施策住宅30万戸、民間住宅45万戸と見込んでおり、民間への依存度が高くなっているが、政府施策住宅を重点にすべきである。
 - 住宅建設の目的別を政府施策と民間自力建設との関連において明確に示すべきである。
 - 住宅建設に伴う宅地、地価対策について具体的施策を示すべきである。
 - 住宅建設計画を策定するにあたり、物価の上昇率と所得の上昇率を適確に把握すべきである。

- 都市計画関係
- 下水道整備について、人口集中地区以外の下水道計画が明確でないが、道民の多くが恩恵に浴するよう、道央以外の地域についても配慮すべきである。
 - 市町村道、街路及び都市交通の整備については、それぞれの所要資金の積算根拠を示すべきである。

- 道路関係
- 2期計画の実績にかんがみ、本州との格差是正はもちろん、道内地域間格差の是正をはかるとともに、経済面のみを捉えることなく、各種施策に対応した道路整備をはかるべきである。
 - 冬期間交通の安全確保をはかるため、ロードヒーティング等を含め多角的に検討し、総合的な政策として考慮すべきである。
 - 計画達成時における道路の舗装率及び除雪率など諸指標は、計画期間中の国道、道道昇格等を考慮すべきである。

- 港湾関係
- 港湾は、生活圏の開発という建前から、地方港湾を柱として整備すべきである。
 - 工業開発拠点港湾の整備に当っては、沿岸漁民の生活権を脅かすことのないよう十分配慮すべきである。
 - 石狩湾新港の建設は、既存小樽港との関連を考慮するとともに、札幌における人口、産業の過度集中との関連等もあわせて総合的な地域開発の観点から考えるべきであり、また、その機能を発揮するため、両港を連絡する海岸道路等を新設すべきである。
 - 観光港湾は、港湾整備の本質が地域の生

産性向上にあるという点からみて、全く副次的なものであるため、検討する必要がある。

- 空港関係
- 主要空港の整備のほか、利用度の少ないローカル空港についても、通年利用できるよう総合的に整備すべきである。
 - 国際空港については、現在、防衛庁と共用の千歳空港を整備拡充して国際空港にする計画であるが、空港の性格上、防衛庁所管と切り離して民間専用の空港を計画すべきである。
 - 千歳空港の滑走路新設及び延長は、計画倒れにならないよう早目に用地買収などを進めるべきである。
 - 千歳空港の現滑走路を延長して民間専用とし、防衛庁用を別個に作るべきである。

- 河川関係
- 河川改修については、単に河川サイドからだけでなく、農業、工業などを考慮した総合的な土地利用開発といった観点も配慮すべきである。

- 災害関係
- 災害に対する現状分析が不足しており、従って災害防止に対する目標が不明確である。

○農地開拓委員会（11月10日提出）

- | 事 項 | 意 見 |
|--------------|---|
| 高生産性大規模農業の確立 | ○農業就業者1人当りの生産所得額は、目標年次に2.93倍になると計画されているが、これは就業人口の大幅な減少によつてもくろまれているにすぎず、これを除けばさしたる向上とは思われない。むしろ土地基盤整備の充実、融資条件の大幅な緩和等の積極的な実施によつて所得の増加をはかるべきである。 |
| | ○農業就業者については、国がみている全国の減少率4%を上回る4.5%を見込んでいることは問題がある。この点に留意し、基盤整備の飛躍的拡充をはかり、離農を最小限度に食い止めるべきである。 |
| | ○経営規模を拡大できない農業に対する共同化、協業化などに対する施策の裏付けがなされていない。3期計画においては、この点に留意し、この施策を重点的に取り入れるべきである。 |
| | ○酪農、畑作においては、生産量、作付面積は増加されるが、水田は規模拡大が困難な農家が多い。また、道南における酪農も同様であり、3期計画における1人 |

当り所得目標には達しないので、これらの農家に対して特に配慮すべきである。

- 農用地造成事業について、2期計画における実績は著しく低い。3期計画においては、その目標を達成できるよう万全の措置を講ずべきである。
- ほ場整備事業については、休作に対する所得補てん措置のもとに夏期施行を積極的に推進し、土地基盤の整備促進をはかるべきである。
- ほ場整備事業で休作の場合、各種制度借入金、機械購入費などの償還金に対して、延納の措置あるいはこれに見合う資金の導入などにより実質的に農業経営を守るべきである。
- 開拓行政の失敗は、基盤整備のできないままに入植させたことに大きな要因がある。今後、高生産性大規模農業の確立をはかるためには、融資条件の改善など国及び道の抜本的な施策により完全なる基盤整備を行なうべきである。
- 開拓行政の一般農政への移行にあたっては、各種施設の総点検と、その整備拡充をはかり、さらに固定化負債等、開拓農家の経営状況を把握して、その万全な対策を講じ、円滑に移行できるよう配慮すべきである。
- 土地基盤整備に要する国費は、6,280億円と見込まれているが、国の土地改良長期計画の補正に際し、この額が確保されるよう努めるべきである。
- 計画案によると、民間資金に対する依存度が大きい。現行の融資条件では、農民は負担に耐えられないと思うので、融資制度の改善を考えるべきである。
- 畑作地帯における国営事業など受益者負担金は、市町村が負担しているのが実態であり、市町村財政に与える影響が大きい。3期計画では、この実態をふまえて財政的な措置を明らかにすべきである。
- 農道の整備は、大型化だけでなく、近代的農村地域社会の形成に役立つよう舗装化を促進すべきである。
- 開拓地農道整備事業については、44、45年度において総事業費15億円の事業を予定されているが、残された開拓地の道路については、3期計画の中で十分留意して整備促進すべきである。

近代的農村地域社会の形成

農地開拓事業関連事項に対する意見

- 稲作の減反問題については、道と国は勿論のこと、農業団体との間においても意見の調整をはかり、農家の経営、生活の実情を十分配慮して進めるべきである。
- 米作では品種改良に重点をおき、本道産米の声価を高めるよう諸施策を検討すべきである。
- 高生産性農業の育成のためには、現状の試験研究及び指導普及体制では不十分と思われるので、これが高度化と充実をはかるべきである。
- 苫小牧東部工業団地建設用地の買収にあたっては、地元農家との話しあいを行ない、特に営農の継続を希望する農家に対しては、その意向を参酌し、道として十分整備した代替地を用意すべきである。
- 都市計画法による市街化区域に接続している土地における農業については、都市政策と農業政策の調整について、十分配慮すべきである。

○水産委員会 (11月10日提出)

事項
構想

- 意見
○わが国の食糧供給基地として主要な役割を担う本道水産業の発展に役立つための国の保護助成措置を確保し、漁民所得の向上をはかるべきである。
- 水産業は、常に海難等の災害の危険性を含む産業であるので、人命尊重の立場を基本構想に含めるべきである。また、事故の未然防止のための積極的諸施策の実施及び災害補償制度の確立をはかるべきである。
- 第3期計画の主要な柱である栽培漁業の効果をあげるため、次の事項につき充分配慮すべきである。
 - ア 河川の水質保全。
 - イ 海洋開発による漁場の荒廃防止のための他産業との調整。
 - ウ 水産土木技術の確立並びに水産部門に水産土木技術担当部署の設置。

漁業生産の計画的な拡大

水産加工の高度化と流通の合理化

企業的経営の育成

- 大手水産加工業者との関連において、本道中小加工業振興のための保護育成を十分に配慮すべきである。
- 本道水産業発展のために、資質のすぐれた漁業後継者養成のため、研修施設を拡充強化するとともに、資格の取得についても、学校教育終了者と同様に扱うなどの配慮をすべきである。

漁業発展阻害要因の解決

- 漁業発展の阻害要因を解決するため、次の事項につき配慮すべきである。
 - ア 漁業労働者の労働条件の改善向上。
 - イ 国際漁業問題解決の促進。
 - ウ 本道漁民保護の立場からの漁場利用の規制。

要望

- 第3期計画案では、生産の伸長にもかかわらず、漁業従事人口が減少することになっているが、過疎問題との関連で計画案を論議されたいとの総合開発調査特別委員会に対する要望があった。

高生産性林業の推進と林産業の振興

- 計画作成の意義の項において、おおむね順調に推移しているという表現には問題があり、その是正につとめるべきである。
- 2期計画において計画量の70%に達しない事業については、項目別にこれを明らかにし、どう措置するかを明確にし、3期計画に組み入れるべきである。
- 林業近代化の推進に伴い、経営が圧迫される零細企業者に対し、地域その他諸条件を考慮し、具体的施策を講ずるよう配慮すべきである。

- 林業労働者対策については重要な問題であり、労務の安定をはかるため通年雇用の方向で検討すべきであり、また、最近職業病として注目されている白ろう病対策について、抜本的な措置を講ずるべきである。
- 臨海木材工業については、林業、工業、港湾、北方圏交流等の各項に記載されているが、表現に統一性がないので調整すべきである。
- 冷害備林の造成については、農家経営の安定上極めて重要な問題であるので十分配慮すべきである。
- 3期計画作成に当たっては、林野庁所管の国有林、道有林、民有林と綿密な連携を保ち、確実な計画に基づき作成すべきである。
- 保安林の指定解除については、民意を尊重し、遺憾のないよう措置すべきである。

○文教林務委員会（11月11日提出）

事項 意見

創造性豊かな人材の養成と学術文化の振興

- 第3期総合開発計画における年次別計画を明らかにすべきである。
- 3期計画における教育部門の考え方は、投資的計画が主体であり、教育理念にまで及ぶものでないことを明確にすべきである。

創造性豊かな人間教育の推進

- 市町村立高校を道立移管し、市町村財政の負担を軽減すべきである。
- 学校施設不燃化の具体的推進策を示すべきである。
- 高等学校の整備計画に関連して、10年後の公立高校と私立高校との比率を明らかにすべきである。
- 幼稚園設置の計画は、民間依存度が高いので、公費による計画に基づき、かつ地方負担を軽減し設置すべきである。
- 高等学校教育の多様化については、進学率の推計方法と、学科転換の必要性を明らかにすべきである。
- 高等学校教育の義務教育化、義務教育開始年齢の引き下げに対する考え方を示すべきである。

生涯教育の推進と体育振興

- 社会教育施設職員兼務者の具体的解消策を示すべきである。
- 学校給食実施率は、全国平均を下回っているが、この具体的向上策を示すべきである。

文教関係関連事項に対する意見

- 北方圏交流の拡大推進の項における北方圏諸国の列挙順位について検討すべきである。

高度の生産性と公益性をもつ北方林業の確立

- 第3期総合開発計画策定に当たっての10年後における社会経済の変動に対する見とおしを示すべきである。
- 3期計画における年次別計画並びに具体的地域別計画を明らかにすべきである。

(3) 主なる審議事項

第1部 開発の基本方向

道案作成にあたつての基本姿勢。新全国総合開発計画と3期計画との関連。3期計画に対する道民の意向反映の度合。2期計画の実績と3期計画の推進策。拠点開発方式の効果と中核都市圏構想。道計画としての独自性についての考え方。3期計画の性格。年次計画策定の有無。計画目標の具体的内容。日本経済における北海道経済の位置。先導的産業の定義と先導的産業開発事業の選定方法。地域格差の解消策。広域生活圏構想と国の広域市町村圏構想との相違点。道民生活水準の算出基準。開発所要資金算出の方法と根拠。3期計画と物価上昇率の関連。中間指標策定の有無と10カ年計画とした根拠。制度及び補助率改訂に伴う市町村負担と対応策。2期計画に対する3期計画の特徴点。計画達成年次における生活水準。過疎、過密の防止策。広域生活圏と市町村の主体

性。北海道人口の推定と人口動態。重化学工業の発展と住民生活との関連。生産と生活が調和する社会建設の諸問題。新全国総合開発計画の問題点と対応策。北海道開発法と開発機構整備についての見解。広域市町村圏構想と地方財政強化策。北海道工業の実態と道内産業振興策。所要資金調達の見通し。北方圏構想に係る諸問題。

第2部 開発の主要施策

1 躍動する産業経済の展開

農業開発の推進に関し、農業生活の安定確立方策、新酪農村建設構想、2期計画の実態と減少農作物の生産向上対策、目標年次における農産物の生産構想、稲作1割削減と開田抑制に対する考え方、総合農政に係る諸問題、農業部門における地域差是正策。1次産業と2次産業との関連。消費市場拡大策と北方圏交易の推進。本道農業の大型化と国際農業との関係。農業協同組合の活用。大型酪農推進に伴う水資源の確保、し尿処理施設の設置等の諸施策。生産、消費者価格安定のため、農民資本による乳製品工場の設置。都市計画法による農地濫用の抑制策。本道農業における2期計画の実績と3期計画との関連。食糧供給基地としての北海道農業の位置。明るく豊かな農村建設の具体的構想。農業就業者減少対策と若年労働力の確保。農業経営規模と生産所得の問題。大型酪農経営達成の資金量と融資制度の改善。国際自由化対応策。牛乳及び肉用牛の消費拡大。稲作減反と土地基盤整備事業との関連。畑作物共済制度の促進。農家所得向上の問題。畜産振興と酪農近代化計画との関連。ビート生産消費計画の概要。加工原料乳不足払制度と流通対策の推進。離農者対策の強化。農民住宅建設計画。農業部門の年次別計画の必要性。高生産性水産業の意義。近代漁業のあり方。未利用河川のサケ・マスふ化放流事業計画と水質保全の考え方。水産資源の保護育成対策。漁港整備の基本的考え方。我が国における北海道水産業の位置と役割。海洋開発の取り組み方。大規模栽培漁業の意義と事業内容。海底牧場化の構想とその施策。海洋開発と鉱業資源との関係。海底における公害の防止策。3期計画における林業政策の基本姿勢。人工造林、林道開設計画の概要。地帯別林業開発計画の概要。保安林業整備5カ年計画と3期計画との関連。林業構造改善事業の現状と問題点。外材輸入のための道内港湾機能実態把握と受入計画の策定。農家林の経営性、採算性に対する見解。3期計画と国有林との関係。林産物流通体制整備方針。林産企業の近代化等に伴う労働者福祉対策の強化。自然保護と観光開発のあり方。金属、非金属鉱業に関する地質図幅調査の実施と鉱業開発の進捗。鉱山労働者対策。大規模臨海製錬所建設予定地問題。大陸棚海域の鉱業権設定の出願状況と大陸棚調査の実施。石炭産業安定の具体策。産炭

地域振興の基本的考え方。産炭地域の社会生活基盤整備強化。目標年次における道内の石油、天然ガス発掘量と輸入天然ガスの関連。道内産出ガス利用と石炭のガス化に対する考え方。地熱利用の基本的考え方及び具体的構想。工業開発計画の概要。北方圏交流拠点の整備促進。石狩湾新港建設の目的と性格。内陸運河掘さく計画の有無。土地利用区分の現況と計画内容。本道資源と立地企業との関係。本道進出企業の形態と公害問題。内陸型工業開発の基本方向。企業誘致と市町村財政との関係。重化学工業振興の基本的考え方。資源利用工業、乳製品工業の企業形態。乳量増加に伴う乳製品工場の配置計画。職業訓練所の科目設定の適正化。人間生活優先の公害対策の確立。職住分離の考え方。十勝沿岸の大規模工業基地開発問題。天然ガス導入と石炭需要との関係。石炭需要確保に対する考え方。電力供給に関連して、将来の道営発電事業のあり方、原子力発電の事業主体と設置目的、目標年次の電力必要量、北海道電力株式会社に対する指導方針、原油の大量備蓄基地建設構想及び基地建設に伴う諸問題。流通情報機能の充実強化とその影響。国鉄赤字路線の廃止に対する具体策。流通問題に関連し、経済教育の実施、取引形態の近代化、道産品の価格擁護対策の推進、流通の概念、北方圏との貿易交流の考え方、広域生活圈構想における流通近代化の意義、商店街近代化の具体策、ショッピングセンター建設の構想、輸送体系の整備。中核的家畜市場の構想。林産物流通センターの機構と任務。流通部門における項目表現の再検討。

2 明るく豊かな道民生活の確立

2期計画の反省と生活基盤の確立に対する考え方。無医村の解消と医療体制の改善策。労働力定着の諸方策。産業開発と地域開発との関連。広域生活圈構想と中核都市圏の位置づけと役割。住宅計画の基本的考え方。民間依存度の高い理由と政府施策住宅の推進。住宅建設に関連して、建設戸数75万戸の事業別資金区分、道営住宅建設戸数、必要空家1万2,000戸の確保、道の行なう宅地造成の目的面積、住宅産業育成の考え方、大規模団地建設予定地、都市再開発の基本的考え方。宅地造成の先行と遊閑地の活用。住宅行政の見通し。2期計画の実績と進捗率の悪い理由。3期計画における住宅規模と計画達成の見通し。持家と借家に対する考え方。地域計画策定の有無。良質低廉な宅地供給の内訳。大規模団地建設計画の内容。民間自力建設に対する援助策。低所得者向低家賃住宅の建設計画。3期計画推進に伴う立法措置の有無。所要資金等における財政投融资、民間資金の区分明確化。公営住宅の建設促進。3期計画における交通安全対策の構想。立体交差整備計画と所要資金額。歩道造成計画の内容。

交通公園と交通安全指導施設との関連。ロードヒーティングの計画概要。水道事業の普及促進方策。水道事業計画目標の拡大。給水量計画と水源開発との関連。下水道整備計画と農村下水道対策。観光地における衛生施設の整備促進。不燃性消費材の処理方針。海水汚染と公害対策の確立。市町村道、街路整備の基本的考え方。多目的な公園建設の促進。公害防止の諸方策。公害に対する調査研究と道の機構整備促進。都心における駐車場設置計画の可否。水道事業の広域化に対する見解。市町村のし尿処理施設に対する助成措置。石油火災に対する指導体制。海難防止対策の取り組み方。救急医療センターの現状と配置計画。老人対象の医療及び社会福祉対策の考え方。医科大学新設の構想と設置時期。目標年次における医師養成の見通し。医師の定着率と医師確保の問題。地域センター病院の任務と性格及び規模。病類別床整備の内訳。患者輸送車の配置計画と除雪計画との関係。無医地区保健委員の任務と委嘱の考え方。交通事故発生率と脳神経病院配置計画との関連。交通事故に伴うリハビリテーションの具体的構想。専門医療機関の所要資金内訳。歯科医師の必要数と充足計画。母子総合保健センター設置の構想。社会福祉施設の整備と住宅問題。在宅老人対策、母子家庭対策の強化。遺児対策の促進。保育所整備計画の概要。国民健康保険制度の充実強化。身体障害者の実態把握と雇用促進。子供の国建設計画の概要。家族の広場の構想と児童公園との関係。要施設収容者数と目標年次における6歳以下の児童数との関連。肢体不自由児関係施設の新設。社会福祉の確立に対する主要指標を作成しない理由。新規学卒者道外流出原因の把握と防止策。下請企業労働条件の整備促進。職業指導センターと職業訓練センターの設置目的及び構想。労働人口動態と雇用対策。再就職者の職業訓練強化。労働教育の充実強化についての考え方。

3 新交通通信体系の総合的、先行的整備

国土開発幹線自動車道の構想。観光地域内の有料道路新設計画。ロードヒーティング計画の推進。青函トンネルの完成時期と3期計画との関連。新幹線建設構想。国鉄赤字路線に対する考え方。十勝新港建設計画の有無。輸送体制の改善方策。外材輸入と木材関連工業との関係。国際空港建設と軍民分離の考え方。除雪体制の強化と事業の推進。自動車の増加による道路網の整備。国鉄ローカル線の整備促進。私鉄対策。バス企業の大規模化。バス路線の廃止に対する考え方。都市交通体系の強化。国の道路整備計画と3期計画との関連。除雪技術の研究と事業の推進。有線放送に対する助成措置。電話自動化に伴う従業員対策の強化。郵便物輸送上の問題点。無集配局設置年次計画の有無。

4 創造性豊かな人材の養成と学術・文化の振興

3期計画における教育問題の取り上げ方。幼稚園整備計画と保育所及び幼稚園対象児数との関係。幼稚園対象児を5歳児のみにした理由。学級編制改善策と学校統合計画の具体的考え方。高校進学率の把握と間口の考え方。今後における定時制高校のあり方。研究・学園都市構想の適否。本道を北方圏の要衝とした考え方。博物館の設置計画、大学、高校卒業生の道外流出実態調査の実施。目標年次の高校1間口の編成人員。高校進学率と学校給食普及率の問題。大規模スポーツセンターの規模。

5 自然の保護保存と有効活用

治山、治水事業の基本的考え方。保安林整備方針。海岸地帯緑化の推進と樹種の検討。海岸浸蝕の原因究明と防止対策。河川改修事業の促進。都市河川の整備と下水道事業との関連。水需要と利水問題。地震対策。自然公園の整備構想。道路公園、海中公園の考え方。自然歩道の舗装化。沿岸観光幹線ルート完成の見通し。通年観光促進の方策。国民休暇村建設に係る問題。フェリー輸送の考え方。有料道路の建設計画。

6 道民活動を活発化する冬季開発の推進

冬季開発の基本的構想。地域暖房設置計画。防寒住宅の建設と融資制度の改善。冬季スポーツに伴う屋内施設の概要。屋内陸上競技場、野球場建設計画の有無。牛乳搬出路の除雪計画。冬季生鮮食料確保の方策。通年施工の考え方。市町村道の除雪拡大。冬季交通の確保及び交通渋滞緩和対策の強化。冬の克服に対する試験研究機関の結集。

7 北方圏交流の拡大推進

北方圏交流に関連して、交流の具体的考え方。開発資材、耐寒技術の輸出内容。北方的産業教育の考え方。輸出振興と主要施策の関係。国際空港新設の構想。

第3部 計画達成の方策

民間資本の蓄積が不十分な原因と解決策。苫小牧工業団地に地場産業進出の実態。計画達成に対し、道民の協力を求める具体的方策。国の経済成長のヒズミは正と3期計画との関連。3期計画における経済成長率のとりえ方。経済成長率の変化が本計画に及ぼす影響。現行補助率改訂問題と市町村財政対策の強化。道、市町村費資金の調達可能な根拠と今後の見通し。関連方策の中で、自衛隊、米軍基地にふれていない理由。千歳空港の防疫体制の推進。計画関連諸方策に関し、具体的諸方策決定の時期と機関、農業金融制度改善の具体的方策、安全操業確立の考え方。北方海域の範囲、農畜水産物価格安定制度の強化策、人口減少に伴う過疎未然防止策、過疎地域対策特別措置法制定の見通し。道独自の行財政、金融等の諸施策の確立。建設事業の冬季施工推進方策。「国の諸計画と地域開発諸立法の動向に配慮し、施策の弾力的

運用」とがあるが、その見解。

総括質疑

都市と農山漁村の均衡ある発展の推進策。生活優先の計画推進に対する考え方。中間指標策定の必要性和道民に協力を求める具体的方策。民間資金調達の見通しと地元負担軽減方策。国費補助率改訂問題。過疎対策の強化。寒地農業の確立と融資制度の強化。基地対策。北方領土問題。国際空港建設と軍民分離の考え方。2期計画の評価と第3期計画策定にあたつての基本姿勢。計画策定にあたつての関係各機関との連携に関し、運輸省発表の臨海工業地帯候補地と3期計画との関連、青函トンネルの輸送方式と事業費との関連、工業生産出荷額見直しにおける通産局と道とのそご、鉄道、船舶、自動車、航空機等輸送体制の総合調整、造林計画における林野庁との連携、北広島団地への地下鉄乗り入れ問題、大規模工業基地の土地先行取得。鉄道新線設計画の内容。老人福祉諸施設の充実。勤労者、低所得者に対する公営住宅の供給。高校進学率引き上げに対する考え方。自然保護対策。観光地の俗化防止対策。

二 調査の結果

道から提示された第3期北海道総合開発計画に関する意見案について調査の結果、修正すべきものと決した事項、計画策定に関し留意すべき事項及び計画実施に関し知事において留意すべき事項は、次のとおりである。

1 修正すべき事項

第2部 開発の主要施策

第1 躍動する産業経済の展開

(食糧供給の重責を担う高生産性農業の展開)

- 1 農畜産物流通体制の確立について
流通施設の合理化の末尾につきの文章を加える。
「とともに、道外大消費地に大規模な貯蔵・配送施設の設置を促進する。」

- 2 近代的農村地域社会の形成について
本文の末尾につきの文章を加える。
「なお、農村における住宅の集約化について必要な条件の整ったものに対しては、適切な推進の方途を講ずる。」

(高度の生産性と公益性をもつ北方林業の確立)

- 1 高生産性林業の推進と林産業の振興について
林産業の振興の林産工業の近代化中、また、臨海部においてはのつぎに、つぎの文章を加える。
「輸入材の利用をふくめ」

第2 明るく豊かな道民生活の確立

(住みよい生活環境の整備)

- 1 公園、緑地の造成整備について
保健休養の場として利用するためのつぎに、つぎの文章を加える。

「園地、自然歩道等」

(充実した社会福祉の確立)

- 1 心身障害者の福祉増進中、重度・重症者施設の整備について

「事業量 3カ所 3億2,100万円」を「事業量 5カ所 6億1,800万円」に修正する。

(労働者の能力発揮と福祉の向上)

- 1 労働福祉の増進について
可搬用高圧酸素タンクの整備をはかる。のつぎに、つぎの文章を加える。

「なお、産業の近代化、機械化に伴って、新たに発生する職業病(白ろう病、キーパンチャー病等)の未然防止対策を促進する。」

第4 創造性豊かな人材の養成と学術・文化の振興

(創造性豊かな人間教育の推進)

- 1 初等中等教育の近代化中
学校施設設備の整備について、幼稚園関係の「事業量206園、事業費28億200万円」を「事業量278園、事業費43億7,800万円」に修正する。

(生涯教育の推進と体育の振興)

- 1 体育スポーツ施設の整備中
学校体育施設の関係について、小・中・高校プール施設関係の「事業量409基、事業費37億8,300万円」を「事業量503基、事業費46億2,900万円」に修正する。

(北方文化の振興)

- 1 芸術文化の振興中
文化会館関係の「事業量14館、事業費17億円」を「事業量19館、事業費22億円」に修正する。
本計画案中「苫小牧東部」を「苫小牧東部地区」に変更する。

(注) 以上の修正に伴う所要資金等について、それぞれ所要の修正措置を行なうこと。

2 計画策定に関し留意すべき事項

第1部 開発の基本方向

第5 地域開発の方向

- 1 広域生活圈構想の推進にあたっては、つぎの点に留意すべきである。
 - (1) 各省庁の圏域構想が、未調整のまま実施されることのないよう適切に対処すること。
 - (2) 地方自治体の機能が、十分に発揮されるよう配慮すること。
 - (3) 施設については、その機能に応じて圏域内に適正に配置整備し、中心都市と周辺農山漁村が相互に有機的連携を保ちつつ発展するよう配慮すること。
 - (4) 人口減少地域について、広域生活圈構想の推進等により過疎化の防止につとめること。この場

合、特に地域の実状に応じて産業の積極的な振興をはかるよう行財政上の措置を講ずること。

- 2 計画の効果的推進をはかるため、可及的すみやかに一次生活圏ごとに地域の自主的な計画を作成されるよう指導し、道は、総合調整の上、計画の作成を推進すべきである。
- 3 計画の実施にあたっては、進行の管理体制に留意し、経済社会情勢の変化、開発の進捗状況等の把握につとめ、所要の調整を加えつつ計画の円滑な推進をはかるべきである。
- 4 過疎地域におけるバス路線については、その運行を確保できるよう措置すべきである。

第7 目標年次の北海道経済と道民生活

- 1 道民生活水準指数については、極めて重要な問題なので、今後さらに内容の充実をはかるよう研究を重ねるべきである。

第2部 開発の主要施策

第1 躍動する産業経済の展開

(食糧供給の重責を担う高生産性農業の展開)

- 1 農業の主要生産資材である機械、肥料、飼料等について流通機構の合理化につとめ、価格の適正化をはかるべきである。

(食糧供給の重責を担う高生産性水産業の育成)

- 1 栽培漁業の推進に資するため、河川等の水質汚濁防止対策を講ずるとともに、海底地下資源の開発にあたっては、漁業生産との調整に充分配慮すべきである。

(石炭鉱業の安定と地下資源の開発促進)

- 1 地下資源の開発を促進するため、地質図幅調査を早急を実施すべきである。
- 2 恵まれぬ山間を環境とする鉱山労働者の生活の向上をはかるため、道路、住宅、教育、保健衛生等社会生活基盤の整備につとめるとともに市街地に宿舍の確保をはかるなど子弟の教育に特段の配慮を加えるべきである。

(経済発展を先導する近代的工業の展開)

- 1 消費財工業の振興にあたっては、道産原材料を活用した工業化を積極的に指導すべきである。

(近代的流通体制の確立と貿易の振興)

- 1 消費者価格の安定に資するため、小売市場における生鮮食料品などについて標準価格等の設定を検討すべきである。

第2 明るく豊かな道民生活の確立

この計画には、社会福祉施設に関する主要指標がとりあげられていないが、社会福祉施設の整備は極めて重要な問題であるので、最終年においては、希望する対象者はすべて収容できるよう努力すべきである。

(充実した社会福祉の確立)

- 1 本道においては、交通事故をはじめ、労働災害、海難などが相当多く発生しているため、これの防止策を強化するとともに、これら災害による遺児対策などについても充分配慮すべきである。

(労働者の能力発揮と福祉の向上)

- 1 本道における関連下請企業等中小企業は、経営基盤が極めてぜい弱であり、若年労働力の定着を妨げる要因ともなっているため、その強化育成について特段の配慮をすべきである。
- 2 交通事故の多発傾向にかんがみ、営業車の運転者に対する労働条件の改善について積極的な指導を講ずべきである。

第3 新交通通信体系の総合的、先行的整備

(国際化、大型化に対応する空港の整備)

- 1 国際空港の性格上、防衛庁所管と切り離して民間専用の空港としての諸機能の充実をはかるべきである。

(情報化時代に対応する通信体系の確立)

- 1 通信体系の確立については、加入電話の即時架設、同一市町村の加入区域の統合など道民の要請に即応しうる体制を確立すべきである。

第4 創造性豊かな人材の養成と学術、文化の振興

- 1 学校の統合については、地域住民に与える影響が大きいので、慎重に行なうよう配慮すべきである。

第6 道民活動を活性化する冬季開発の推進

- 1 市町村道の除雪については、住民の日常活動に支障のないよう努めるとともに、特にスクールバス、患者輸送車の運行確保については、充分配慮すべきである。

第3部 計画達成

第2 計画関連諸方策

- 1 第3期北海道総合開発計画については、道の意見を十分に尊重するとともに、今後における新経済社会発展等の動向等を十分勘案して、適切に策定されるよう国に要請すべきである。

3 計画実施に関し留意すべき事項

第2部 開発の主要施策

第1 躍動する産業の展開

(石炭鉱業の安定と地下資源の開発促進)

- 1 石炭鉱業の安定については、生産合理化と併せて、採掘計画の具体策を速やかに樹立すべきである。

第2 明るく豊かな道民生活の確立

(道民の健康増進と医療水準の向上)

- 1 医療体系の整備については、各センター病院の設備基準、診療科目の配置、病類別病床の整備構想を具体的に検討すべきである。

(労働者の能力発揮と福祉の向上)

1 港湾労働者の福祉対策については、住宅並びに福祉センターの建設を十分に配慮すべきである。

第3 新交通通信体系の総合的、先行的整備

1 札幌市周辺における住宅団地建設に伴い、交通機関として地下鉄道の延長について検討を急ぐべきである。

2 自動車、船舶、航空機、鉄道等の旅客、貨物輸送について、相互の関連調整を十分配慮すべきである。

3 既設港湾の実態からみて新設港湾の建設は、公共埠頭の確保をはかるべきである。

第5 自然の保護保存と有効活用

観光地域の土地利用の区分を早急に策定し、自然の保護と俗化防止をはかるべきである。

第3部 計画達成の方策

第2 計画関連諸方策

1 本計画達成のためには、相当な資金を必要とするが、特に市町村負担分については、市町村の財政計画上支障を来たさないよう配慮すべきである。

4 住宅建設

○政府施策住宅と民間自力建設との比率について

5 社会福祉の確立

○老人対策について

○身障者対策について

6 新交通通信体系

○バス輸送体系の一元化について

少数意見報告書

1月23日の総合開発調査特別委員会において留保した少数意見を左記のとおり報告します。

記

1 案件 第3期北海道総合開発計画に関する意見案調査の件

2 意見の要旨 別紙のとおり。

昭和45年1月23日

総合開発調査特別委員 奥野一雄

賛成者 合坪正三

同 亀井忠衛

同 影山豊

同 大石利雄

同 笠井幸衛

同 渡部勇雄

北海道議会議長 岩本政一殿

一 修正すべき点

1 計画作成の意義

○人間尊重の方針を入れるべきである。

2 計画の呼称と期間

○中間指標を設定すべきである。

3 高生産性農業の展開

○農村住宅の集団化について

○離農対策について

○負債対策について

○金融対策について

○価格安定について

意見書

議会運営委員会

意見案第1号

(石畑久成君外10人提出)
45・1・23 原案可決

米の生産調整に関する要望意見書

今回の緊急措置である米の生産調整の成否は、生産者の十分な理解と協力を得られることの如何にかかっている。

よつて、国は、予算編成にあたり、左記の基本条件の実現に万全を期するよう要望する。

記

- 1 現行食糧制度を堅持すること。
 - 2 奨励金の額は、10アール当たり平均4万円以上とし、転作と休耕の別によつて金額に差別をつけないこと。
 - 3 転作奨励金は、3年以上継続して支給すること。
 - 4 転換作目の選択について十分な指導を行なうとともに、あわせて生産対策および流通対策を積極的に講ずること。
 - 5 生産調整奨励金に対する税負担軽減の措置を講ずること。
 - 6 以上の措置とあいまつて、北海道農業の振興をはかるため、諸般の施策を強力に推進すること。
- 右地方自治法第99条第2項の規定により提出する。

年 月 日

北海道議会議長 岩本政一

内閣総理大臣
大蔵大臣
農林大臣
衆議院議長
参議院議長

各通 (国会には請願書として提出する。)

○1月21日 午後8時19分、議会運営委員会室において開議、午後8時28分散会、委員長 奥野善造 (自民)

- ① 総合開発調査特別委員長から、第3期北海道総合開発計画に関する意見書の調査経過状況について説明の後、第1回臨時会を1月23日に招集することを了承。
- ② 第3期北海道総合開発計画に関する調査の件を臨時会の付議案件として告示依頼することに決定。

○1月23日 午後3時30分、議会運営委員会室において開議、午後3時38分散会、委員長 奥野善造 (自民)

- ① 総務部長から、第1回臨時会提出案件について説明。
- ② 本日の本会議の議事は、日程第1会議録署名議員の指定を行ない、諸般の報告後、日程第2会期決定の件、1月23日、1日間を議決し、つぎに日程第3議案第1号および報告第1号を議題とし、知事から提案説明後、委員会付託を省略して簡易採決を行なう、つぎに日程第4第3期北海道総合開発計画に関する意見案調査の件を議題とし、総合開発調査特別委員長から、委員会における調査の経過および結果について報告の後、奥野(一)議員(社会)から少数意見の報告があり、委員長報告の調査意見のとおり決することについて起立採決を行なう、つぎに日程第5意見案第1号(米の生産調整に関する要望意見書)を議題とし、説明および委員会付託を省略して起立採決を行ない、最後に議長から閉会のあいさつがあつて閉会する、以上の順序にて議事を進めることに決定。
- ③ 木南議員(共産)から提出の第3期北海道総合開発計画案についての40項目にわたる文書質問の取り扱いについては、理事会決定のとおり議長において承認しない扱いとすることを了承。

常任委員会

総務委員会

○1月7日 午後2時2分、第5委員会室において開議、
午後2時50分散会、委員長 島田 薫(自民)

一般議事

- ① 総務部長から、45年度国費予算編成のスケジュールおよび総務部関係予算の概要について説明の後、
村本(政)委員(社会)から、地方交付税の税率引き下げの見直し
について質疑、総務部長から答弁の後、45年度開発予算に関する中央折衝については、予算編成の日程等を考慮の上実施することとし、派遣委員等については委員長に一任することに決定。
- ② 道警警備部長から、1月4日の北大封鎖の解除における暴力学生の誤逮捕事件の概要について説明。

○1月23日 午後1時38分、第5委員会室において理事会を開議、午後2時散会、委員長 島田 薫(自民)

- ① 総務部次長(上口)から、第1回臨時道議会提出案件について説明を聴取の後、異議なくこれを了承。
- ② 管財課長から、上川支庁士別税務出張所の火災状況と措置対策について説明の後、
五十嵐委員(自民)から、焼失建物の保険加入の有無、
井口委員(社会)から、庁舎管理上の問題
について質疑、総務部次長(上口)、管財課長から答弁。
- ③ 災害消防課長から、日高山脈の地震による被害状況について説明。

厚生委員会

○1月7日 午後1時45分、第9委員会室において開議、
午後2時10分散会、委員長 新谷 市造(自民)

一般議事

- ① 民生部長から、社会福祉法人北海道リハビリの運営に関する説明を聴取。
- ② 民生部長および衛生部長から、昭和45年度国費予算に関する説明を聴取。
- ③ 委員長から、昭和45年度民生、衛生関係予算に関する

る中央折衝を行なうことについてはかり、異議なくそのことに決定、なお、派遣委員および派遣時期については委員長に一任することとした。

商工労働委員会

○1月7日 午後零時40分、第2委員会室において開議、
午後1時12分散会、委員長 竹内 重雄(社会)

一般議事

- ① 商工部長、労働部長および企業局長から、昭和45年度北海道開発予算中、商工部、労働部および企業局所管の主要要望事項について説明を聴取。
- ② 委員長から、昭和45年度開発関係予算に関する中央折衝の実施についてはかり、異議なくそのことに決定、派遣委員および派遣時期については委員長に一任することとした。
- ③ 労働部長から、昭和45年度専修職業訓練校科目転換計画について説明を聴取の後、
川合委員(社会)から、電気科卒業者の資格取得の有無
について質疑、労働部長から答弁。
- ④ 労働部長から、労働福祉対策の強化に関する北海道労働審議会の答申について説明を聴取。
- ⑤ 川合委員(社会)から、中央電力協議会の10カ年計画と道の3期計画とのくいちがいの理由、電力需要の伸び率の見込みおよび原子力発電に対する道と北電との相違
等について質疑および意見があり、商工部長から答弁。

農務委員会

○1月7日 午後2時14分、第7委員会室において開議、
午後3時15分散会、委員長 石畑 久成(自民)

一般議事

- ① 農務部長から、昭和45年度国費予算について説明、
ついで委員長から、今後の予算編成日程を考慮のうえ、昭和45年度国費予算に関する中央折衝を実施することをはかり、異議なくそのことに決定、派遣委員については委員長に一任することとした。
- ② 大方委員(社会)から、米の生産調整に関し、今後の具体策、割り当て数量の受けとめ方、奨励金に対する方針、転作に対する地域区分の考え方

について質疑および意見があり、農務部長から答弁、堀田委員(自民)から、議事進行発言があり、午後2時42分休憩、午後2時53分再開、農務部長から補足答弁の後、引き続き、

大方委員(社会)から、生産調整に対する道の態度と国の指示に対する取り扱い方、転作対象作物に対する具体策、基本的な態度の明示と積極的な農政展開に対する決意、

笠井委員(社会)から、一律減反の有無、

小堀委員(社会)から、北海道農業開発公社の概要に関する資料

等について質疑、意見および要求があり、農務部長から答弁。

- 1月21日 午後2時19分、第7委員会室において開議、午後5時35分散会、委員長 石畑 久成(自民)

一般議事

- ① 農務部長から、米の生産調整に関する経過について報告の後、

大方委員(社会)から、具体的条件を明示する必要性、46年以降の見通し、食管制度、2段米価制度等に対する考え方、米の消費拡大策、稲作転換奨励金の支給期間、稲作転換の定義と転換作物の規制の有無、中核地帯と不安定地帯に対する恒久対策の考え方、計画開田の資料、土地改良事業の夏期施行と休耕との関連および面積、一律減反の実現性等、

新村委員(社会)から、食管堅持と食管法堅持の相違、協議会開催の必要性、

小堀委員(社会)から、責任ある減収補償の施策の有無、作付け指導要綱の作成時期等、

笠井委員(社会)から、稲作転換に対する道の姿勢、生産調整の実施の考え方と達成の行政責任、農家経済に対する認識および負債返済との関連、生産調整中陸稲の有無と飯米農家に対する考え方

について質疑、意見および要望があり、農務部長から答弁。

建設委員会

- 1月6日 午後2時24分、第4委員会室において開議、午後2時38分散会、委員長 渡辺 省一(自民)

一般議事

- ① 建築部長から、住宅金融公庫の融資申し込み状況について説明。
② 土木部長から、昭和45年度国費開発予算について説

明。

- ③ 委員長から、道路整備促進ならびに財源確保要望北海道地区東京大会の出席ならびに昭和45年度国費予算に関する中央折衝の実施についてははかり、異議なくそのことに決定、派遣委員、日程等については委員長に一任することとした。

農地開拓委員会

- 1月7日 午後1時15分、第3委員会室において開議、午後2時40分散会、委員長 道下 美作(社会)

一般議事

- ① 委員長から、昭和45年度国費予算に関する中央折衝の実施についてははかり、異議なくそのことに決定、派遣委員、日程については委員長に一任することとした。

- ② 津川委員(公正ク)から、新規造田等に関する現在の中央情勢、休耕補償に対する道の考え方、ほ場整備面積の未決定と農業団体の動きの適否、河川、住宅等先行的用地としての買い上げ方法の考え、食管制度の今後の予測、夏期施行に伴う制度資金の貸し付けおよび償還方法の検討の必要性、夏期施行対象事業の拡大、

奥野(善)委員(自民)から、生産調整数量の決定方法、減反に対する道の基本的考え方、現行融資制度を長期、低利とする必要性、

岡田(千)委員(自民)から、減反と減収量の関連、農地法改正による都市周辺農地の活用、不適水田の政府買い上げの考え、減反の割り当て前の対応方、銘柄による価格差に対する検討方、

影山委員(社会)から、総合農政に対する道の具体案、苫小牧東部大規模工業団地造成に関し、地域内農家の意向調査の状況と営農希望者に対する方策、実施に際し強制買収の考えの有無、代替地の考え方と追分町における農地造成可能面積

等について質疑、意見および要望があり、農地開拓部長から答弁。

水産委員会

- 1月7日 午後零時、第6委員会室において開議、午後零時40分散会、委員長 大内 三治(自民)

一般議事

- ① 委員長から、45年度国費予算に関する中央折衝の実施についてははかり、異議なくそのことに決定、派遣時

期および派遣委員については委員長に一任することとした。

- ② 水産部長から、45年度水産関係主要国費予算要求の内容について説明。
- ③ 水産部長から、水産加工食品添加物および第21北越丸の火災問題について説明。

文教林務委員会

一般議事

- 1月7日 午後零時15分、第10委員会室において開議、午後零時20分散会、委員長 高田 治郎(社会)
- ① 委員長から、昭和45年度国費予算に関する中央折衝の実施についてはかり、異議なくそのことに決定、派遣委員、日程等については委員長に一任することとした。
 - ② 委員会終了後、道立図書館および教育研究所の現地調査を実施することをはかり、異議なくそのことに決定。

特別委員会

総合開発調査特別委員会

(第3期北海道総合開発計画)
に関する意見案調査の経過

○昭和44年10月22日 午前11時36分、第1委員会室において開議、午後1時10分散会、委員長 天谷 平信(自民)

- ① 委員長から10月21日の本会議において知事から提示があり、継続調査を付託された第3期北海道総合開発計画の意見案に対する今後の審査の取り進め方について、まず各委員会において関係する主要事項の内容について検討の上、意見の提出を願い、本委員会の審議の参考とする旨を議長に対し申し入れることをはかり、異議なくそのことに決定。
- ② つぎに、本日の委員会に各委員会の正副委員長をオブザーバーとして出席を求めるとはかり、異議なくそのことに決定。
- ③ 委員長から、計画案の審議日程協議のため、午前11時40分休憩、午前11時49分再開、休憩中協議の結果、10月23日から30日まで書面審査、10月31日資料要求その他、11月11日総体質疑とすることをはかり、異議なくそのことに決定、議事進行の都合により午前11時53分休憩(休憩中、議会運営委員会室において委員長会議が開催され、議長および委員長から本件の調査に対する審議の進め方等についてあいさつがあり、各委員会の意見の提出は11月10日ころを目途に書面提出願うことおよび再開後の委員会に各委員会の正副委員長の出席方を要請した。)午後零時39分再開。
- ④ 第3期北海道総合開発計画案に関し、知事からあいさつ、副知事(三枝)から説明を聴取。

知事のあいさつ

第3期北海道総合開発計画に関する意見案について一言申し上げたいと存じます。

御承知のとおり、わが国は、昭和30年以降、世界に類例を見ない高度の経済成長を遂げ、国際社会における地位が非常に高まったのでありますが、反面、先進地域への人口及び産業の集中が著しく、公害、交通事故、住宅難など過密の弊害があらわれており、また一方、人口の激減地域では過疎化の現象が見られますなど、解決すべき課題も少なくないのであります。このような情勢に対処いたしまし

て、また一そう伸張が予想される貿易、資本の自由化など、きびしい国際環境のもとでわが国が今後とも長期にわたって繁栄を続けるためには、新しい時代に即応する地域開発を通じて国土の効率的な高揚と利用とその均衡ある発展をはかりながら、経済の国際化、大型化に対処してまいることが肝要なのであります。

ひるがえつて北海道についてみますると、広大な用地、豊富な用水など、各種の資源や四季の変化に富むすぐれた自然に恵まれており、また位置的にも北方圏の要衝にありますなど、北海道の開発は、今後わが国の発展のためにきわめて重要な役割を果たすものと存するのであります。

私といたしましては、以上申し上げたような観点から、北海道総合開発委員会の答申内容について慎重に検討を加え、このたび第3期北海道総合開発計画に関する意見案を取りまとめた次第でございます。

申すまでもなく、第3期北海道総合開発計画は、北海道第2世紀の発展の進路を切り開くというきわめて重要な意義をもつものでありますので、今後、道議会の御意見を尊重して成案を得、国が樹立する計画に十分反映されるようつとめてまいる所存でございます。

今日北海道は、先人のたゆまざる努力と国の一貫した政策によつて開発が相当進みつつあり、中央の関係方面や国内他地域の一部において北海道開発に対するきびしい意見なども聞かれることを考えますとき、北海道の開発をめぐる今後の情勢は、必ずしも楽観を許さないものもございするので、私どもは、今後さらに北海道に対する深い理解を求め、開発意欲をいよいよふるい起こして、道民とともに積極的な開発を推進するよう、これまで以上の努力を重ねてまいらなければならないと存じます。

何とぞよろしく御協力のほどをお願い申し上げます。

第3期北海道総合開発計画に関する意見案についての副知事(三枝)説明要旨

第3期北海道総合開発計画に関する意見案についてご説明申し上げます。

この意見案は、去る9月29日、北海道総合開発委員会から答申があつた第3期北海道総合開発計画に十分検討を加え、基本的には、答申の主旨を尊重し、作成したものであります。

まず、構成について申し上げますと、目次にありますとおり、「はしがき」、「第1部 開発の基本方向」、「第2部 開発の主要施策」、「第3部 計画達成の方策」、「むすび」から構成されております。「第1部 開発の基本方向」において

は、計画作成の意義、期間、目標、施策の基本方針など、計画の基本的事項について記述しております。

「第2部 開発の主要施策」においては、農業、林業、水産業等の各部門別の施策の具体的内容について記述しております。

「第3部 計画達成の方策」においては、開発の所要資金、計画関連諸方策について記述しております。

以下、順次要点についてご説明申し上げます。

1頁の「はしがき」であります。ここでは、今後、長期にわたる北海道開発の方向と、それが、わが国のために大きな役割を果たすべきことを述べたあと、北海道の希望豊かな将来を展望し、第3期北海道総合開発計画は、輝かしい未来社会の建設の基礎条件をつくりあげようとするものであることを記述しているのであります。

つぎに、「第1部 開発の基本方向」についてであります。5頁の「第1 計画作成の意義」においては、わが国経済社会の発展方向、北海道の優位性について述べたあと、今後の北海道が、わが国経済社会の発展に果たす役割を強調し、国民的期待にこたえつつ、輝かしい北海道第2世紀の進路を切りひらくべき第3期北海道総合開発計画の作成の意義について述べているのであります。

6頁の「第2 計画の呼称と期間」においては、計画の呼称および副題について述べているのであります。とくに副題については、「生産と生活が調和する豊かな地域社会の建設」とし、また計画の期間については、昭和46年度を初年度とし、昭和55年度を目標年度とする10か年とすることとしております。

7頁の「第3 計画の目標と施策の基本方針」においては、計画の目標を「北海道のすぐれた開発可能性を發揚することによつて、産業経済の飛躍的發展をはかり、わが国経済社会の繁栄に積極的に寄与するとともに、都市と農山漁村の均衡ある發展を推進し、生産と生活が調和する豊かな地域社会を建設する」とし、また、施策の基本方針については、「躍動する産業経済の展開」、「明るく豊かな道民生活の確立」、「新交通通信体系の総合的、先行的整備」、「創造性豊かな人材の養成と学術・文化の振興」、「自然の保護保存と有効活用」、「道民活動を活発化する冬季開発の推進」、「北方圏交流の拡大推進」の7本の柱をたてて、施策方針としたのであります。

9頁の「第4 開発の方式」においては、北海道開発の起動力となる先導的産業を地域の特性に即して配置育成し、都市機能を充実強化して、中核都市圏の整備をすすめ、さらに、豊かな生産・生活の場を創出するための広域生活圏の形成をはかるとともに、このような開発を効果的にすすめるための基礎条件として、新しい交通通信体系を道・本州間および全道的に整備するという、新しい開発方式を採用することとしているのであります。

10頁の「第5 地域開発の方向」においては、まず道内地

域の特性に即応して、地域の潜在的発展可能性を十分発揚させることが必要であるとの観点から、各産業の地域的発展の方向を述べ、また、都市および農山漁村を通じ魅力ある生産と生活の場を創出するための広域生活圏を計画的に形成し、さらに、地域開発に果たす都市機能の役割を重視し、中核都市圏を計画的に形成してゆくことにしているであります。

21頁の「第6先導的開発事業の展開」においては、北海道の飛躍的発展をはかるために必要な先導的開発事業を地域の特性に応じて計画的、かつ、積極的に実施することとし、

- (1) 先導的産業開発に関する事業
- (2) 新骨格の形成に関する事業
- (3) 環境の保全に関する事業

の3部門に類型化してとりあげております。

24頁の「第7目標年次における北海道経済と道民生活」においては、第3期計画の実施によって、昭和55年の北海道経済なり、道民生活なりが、どのようになるかを総合的にみたのであります。まず、経済の規模と構造については、人口、生産所得、就業者、労働力需給、総生産、総支出などを明らかにし、また、道民生活とその水準については、年齢階層別人口、世帯数、個人所得、家計支出などを明らかにするとともに、今回の特色としては、個人所得水準、生活環境水準を総合化した道民生活水準をかかげ、目標年次の道民生活を想定いたしましたのであります。

「第2部開発の主要施策」につきましては、「躍動する産業経済の展開」、「明るく豊かな道民生活の確立」など、第1部の施策の基本方針に掲げられた七つの部門をもつて構成されております。

各部門の施策の概要につきましてご説明いたします。

第1の「躍動する産業経済の展開」は、農業、水産業、林業、鉱業、工業、エネルギー、流通などから構成されております。

北海道は、産業基盤の整備もようやくすすみ、広大な用地、各種資源を有するなど産業経済の飛躍的な発展を可能とするすぐれた条件を具備しており、北海道の開発可能性を発揚し、躍動する産業経済の展開をはかることは、道民の所得水準の向上はもとより、わが国の恒久的な繁栄のためにも大きく寄与しうるものと考えられるのであります。

まず、42頁の「1食糧供給の重責を担う高生産性農業の展開」についてであります。広大な土地資源を活用して、わが国最大の食糧供給基地、なかんずく、今後一層の需要増大が見込まれる乳・肉の一大生産基地として、国民の期待に応えることが重要であるという観点から、①高生産性大規模農業の確立、②農畜産物流通体制の確立、③近代的な農村地域社会の形成の3点を施策の柱として、それぞれ必要な施策を講ずることとしたのであります。なかんずく、新酪農村の建設を中核とする大規模な広域酪農

開発を推進することいたしました。

50頁の「2食糧供給の重責を担う高生産性水産業の育成」については、今後、水産物の需要が増大する傾向にありますので、わが国における蛋白食糧供給基地としての役割を果たすという観点から、①漁業生産の計画的な拡大、②水産加工の高度化と流通の合理化、③企業の経営の育成、④近代的な漁村生活環境の形成の4本の柱をたて、必要な施策を講ずる計画といたしましたのであります。とくに、大規模な栽培漁業を推進する考えであります。

つぎは、59頁の「3高度の生産性と公益性をもつ北方林業の確立」についてであります。北海道は、わが国における重要な林業地帯として発展を続けてきたのであります。組織的な林業を展開しうる有利な条件を生かして、さらに積極的な開発をすすめるとともに、雄大な自然を国民の貴重な資産として恒久的に保護、保存するという観点から、①地帯別林業開発の展開、②高生産性林業の推進と林産業の振興、③森林公益機能の充実強化の3点を施策の柱としたのであります。新たに特定森林地域大規模開発事業を推進する計画といたしております。

69頁の「4石炭鉱業の安定と地下資源の開発推進」につきましては、わが国がエネルギーならびに工業原料の大部分を海外に依存している現状から、国内における資源の積極的な開発が要請されておりますので、①石炭鉱業の安定、②産炭地域の振興、③金属・非金属鉱業の振興、④石油・天然ガス開発の推進、⑤地熱の開発と利用、⑥骨材資源の開発の6本の柱をたて、それぞれ必要な施策を講ずる計画といたしましたのであります。

つぎに、77頁の「5経済発展を先導する近代的工業の展開」についてであります。北海道の恵まれた広大な用地と豊富な用水を開発して、わが国経済の成長に寄与するとともに、北海道経済の発展に積極的役割を果たすこととし、①重化学工業の開発振興、②資源利用工業の振興、③消費財工業の振興、④中小工業の近代化、⑤産業公害の防止の5本の柱によつて施策をとりまとめたのであります。とくに苫小牧東部においては、わが国有数の大規模工業基地の建設をはかる計画といたしました。

89頁の「6豊富低廉なエネルギーの開発推進」においては、増大するエネルギー需要に対処し、良質かつ低廉なエネルギーを供給するとともに、さらに北海道が、わが国のエネルギー供給地としての役割を担うという観点から、①石炭、石油・天然ガス、地熱の利用促進、②良質低廉な電力の供給、③海外天然ガスの導入と原油の大量備蓄、④都市ガスの普及の4本の柱によつて施策をとりまとめたのであります。なかんずく、道・本州間の送電連けいと大規模原子力発電所の建設、サハリンの天然ガスの導入などを推進する計画といたしました。

95頁の「7近代的流通体制の確立と貿易の振興」においては、取引流通と、物的流通の両面にわたつて、合理化と

近代化を積極的にすすめるとともに、情報流通機能の強化を促進して、物資流通の円滑化、流通費用の軽減をはかり、さらに、その成果を、生産、流通、消費の各部門に均てんさせるといふ観点から、①取引流通の近代化、②物的流通の近代化、③道外との物資交流の円滑化、④情報流通機能の充実強化の4本の柱をたて、必要な施策を講ずるよう計画したのであります。

第2の「明るく豊かな道民生活の確立」につきましては、生活環境、医療、社会福祉、労働などを内容としております。

わが国経済の発展に伴い、所得水準は上昇し、消費生活も高度化しつつありますが、反面、過密、過疎、公害の発生など、解決すべき課題も少なくない現状にあります。

さいわい、北海道は、これらの弊害が比較的少なく、今後、生産と生活が調和する地域社会を計画的に建設し、真に北方にふさわしい明るく豊かな道民生活の確立をはかることが期待されるのであります。

まず、105頁の「1住みよい生活環境の整備」においては、生活環境の整備を、①北方に適した住宅の建設、②近代的生活環境施設の整備、③災害の防止による安全性の確保、④交通安全の推進、⑤公害の未然防止の推進の五つの部門に区分して、計画をたてたのでありますが、後段の三つの部門につきましては、これまでの計画ではとりあげられていなかった新しい部門なのであります。

「その1北方に適した住宅の建設」につきましては、良好な住宅の確保、良質な宅地の供給の2本の柱によつて施策をとりまとめ、とくに寒地向きの良質で十分な規模の75万戸の住宅を建設する計画といたしました。

「その2近代的生活環境施設の整備」につきましては、水道の整備普及はもとより、下水道、清掃施設、公園・緑地の整備について、それぞれ必要な計画をとりあげたのであります。

「その3災害の防止による安全性の確保」につきましては、自然災害および火災の発生に備えて、治山、治水、消防などの対策を講ずることとし、また、

「その4交通安全の推進」につきましては、交通事故の防止をはかるため、交通安全施設等の整備、交通安全教育の充実、被害者援助対策の強化につとめることとしたのであります。

「その5公害の未然防止の推進」につきましては、本道は、先進地域に比較して公害が少ない状況にあります。今後、無秩序に開発をするならば、公害の発生のおそれもありますので、積極的に公害の未然防止をはかることとし、諸般の対策をきめ細かに行なう計画といたしましたのであります。とくに、大規模な工業開発にあたりましては、工場と住宅の分離をはかることといたしております。

つぎに、128頁の「2道民の健康増進と医療水準の向上」についてであります。今後の医療需要の増加と高度化に

対応するとともに、地域住民の保健衛生の向上をはかるため、①医療技術者の確保、②医療の体系化と医療施設の整備、③専門医療機関・研究施設の整備、④保健衛生機能の強化と施設の整備の4本の柱のもとに、それぞれ必要な施策を講ずる計画といたしましたのであります。

135頁の「3充実した社会福祉の確立」につきましては、今後、社会的、経済的あるいは精神的、身体的に恵まれない人々に対する配慮がますます必要になるものと考えられますので、①社会福祉現業機関の充実、②老人の福祉増進、③心身障害者の福祉増進、④児童の健全育成と母子家庭の福祉増進、⑤低所得者の福祉向上、⑥国民健康保険の充実強化の6本の柱をたて、それぞれ必要な施策について、きめ細かな配慮を加えるように努めたのであります。

144頁の「4労働者の能力発揮と福祉の向上」につきましては、すべての労働者が、恵まれた労働環境のもとで、その創造的能力を十分発揮できるようにすすめるため、①労働力需給の円滑化、②労働者の能力開発、③労使関係の近代化と労働条件の向上、④労働福祉の増進の4本の柱のもとに、それぞれ必要な施策をとりまとめたものであります。

第3の「新交通通信体系の総合的、先行的整備」につきましては、道路、鉄道、港湾、空港、通信から構成されております。

今後、急速に変化すると予想される経済社会のなかにあつて、交通輸送、通信の高速化、大量化等に対処するため、道路、鉄道、港湾、空港、通信施設などをそれぞれの機能に応じて総合的、先行的に整備をすすめる必要があると考えるのであります。

152頁の「1生活、生産の基盤をなす近代的道路網の充実」におきましては、道・本州間の連けいの緊密化、道内地域の均衡ある発展、豊かな生活の確立を促進するため、道路交通体系の整備強化をはかる必要があるという観点から、①道内全般にわたる道路網の整備、②都市交通体系の強化、③農山漁村道路の整備、④産業開発地域の道路整備、⑤冬期交通の確保と高度化、⑥交通安全・沿道緑化等の推進の6本の柱により、各般にわたる施策をとりまとめましたが、このなかには、高速自動車道の建設、地方道の大幅な整備がとりあげられているのであります。

159頁の「2長距離・大量輸送の主軸となる鉄道の近代化」においては、鉄道は、道路、港湾など他の輸送機関との有機的な関連のもとに輸送力の増強をはかり、道内はもとより、道・本州間の長距離・大量輸送の需要に応える必要があるという観点から、①道・本州間鉄道輸送の高速化、②道内鉄道輸送力の増強の2点を施策の柱として計画をとりまとめることとし、とくに青函トンネルの早期完成、新幹線鉄道の建設をはかる計画といたしました。

つぎに、163頁の「3大型経済交流の拠点となる港湾の拡充」であります。今後の産業経済の拡大、都市化の進

展、エネルギー構造の変化などに伴う港湾取扱貨物量の著しい増大、工業立地の大規模化、船舶の大型化、海陸一貫輸送などの急速な進展に対応して、既存港湾の拡充を積極的に推進するとともに、新規大規模港湾の開発をはかることとし、①工業開発拠点港湾の整備、②流通拠点港湾の整備、③地域開発拠点港湾の整備、④港湾施設の近代化、⑤航路標識の整備、⑥離島航路の整備の六つの柱をとりあげ、港湾の大幅な整備を推進することとしたのであります。

169頁の「4国際化・大型化に対応する空港の整備」においては、今後、航空機利用の大衆化がすすみ、航空機による輸送需要が著しく増大するものと予想されますので、とくに、国際交流の進展に対応して、幹線空港の国際空港への拡充をはかるとともに、地方空港の整備を積極的に進めることとし、①国際空港の整備拡充、②地方空港の整備充実の2本の柱のもとに、空港の積極的整備をはかるといいたしたのであります。

172頁の「5情報化時代に対応する通信体系の確立」においては、今後、いよいよ高まると予想される情報の大量、高速処理の要請に対処して、近代的通信体系の確立をはかるといふ観点から、①近代的通信網の形成、②郵便送達時間の短縮、③電波利用の促進の3本の柱のもとに、諸般の施策を講ずることとし、とくに電話の普及拡大、データ通信の利用などをはかるといいたしました。

第4の「創造性豊かな人材の養成と学術・文化の振興」につきましては、176頁にありますように、今後の発展する経済社会においては、高度の知識・技術と人間の創造性が必要となつてくるとともに、全人的な人格の完成をはかることが強く望まれることから、①創造性豊かな人間教育の推進、②開発を先導する学術研究の推進、③生涯教育の推進と体育の振興、④北方文化の振興の4本の柱によって、各般にわたる必要な施策を計画することとしたのであります。

第5の「自然の保護保存と有効活用」は、国土の保全、自然の保護保存と観光開発から構成されております。

北海道の自然は、雄大な景観を有し、四季の鮮明な変化に富んでおりますので、今後、国民のいこいの場として広く活用されるものと考えられ、このためには、すぐれた自然を恒久的に保護保存するとともに、保護すべき自然との調和に配慮しつつ、その有効な活用をはかることが、きわめて肝要であると考えるのであります。

188頁の「1国土保全の強化と水資源開発の推進」につきましては、①治山の強化、②治水・利水等の推進の2部門から構成されており、

「その1治山の強化」においては、北海道の森林は、地質、土壌条件などから、崩壊・浸蝕を受けやすく、荒廃山地も多いので、保安施設の拡充などにより、森林のもつ公益機能の強化を積極的に推進することとし、

「その2治水・利水等の推進」においては、人命、資産を自然の災害から守るため、河川、砂防、海岸施設などの整備をすすめ、さらには、気象業務体制を強化するとともに、今後の水需要の増大に対処して、道内の各地域において、広域的に利水事業を推進し、水の供給の万全をはかるとしているのであります。

197頁の「2自然の保護保存と国民的期待に応える観光開発」においては、今後、国民のレクリエーションに対する需要は、飛躍的に増大することが予想されるのに対し、北海道は、雄大な自然に恵まれていることから、わが国における有数な自然観光レクリエーション地域として重要な役割を果たすという観点から、①自然公園等の保護と利用、②文化観光資源の保存と利用、③観光受入体制の整備、④観光推進体制の充実の4本の柱のもとに、諸般の施策を推進することとしたのであります。

とくに、自然の保護につきましては、国民の貴重な資産として、国民の活力の涵養の場として、万全を期すべきことを強調することとしたしました。

206頁の第6「道民活動を活発化する冬季開発の推進」につきましては、申すまでもなく、北海道の開発は、今日まできびしい自然条件のもとですすめられてきたのでありますが、冬の克服のためには、今後の解決にまつべき問題が少なくないのであります。

この計画においては、冬の障害を克服し、さらに、積極的に冬の開発をすすめ、北海道はもとより、わが国土の大半を占める積雪寒冷地域の冬季開発に先駆的役割を果たすという観点から、①産業活動の周年化、②充実した冬季生活の確保、③冬期交通の確保、④冬期災害の防止、⑤冬に関する試験研究の強化の5本の柱のもとに、他の部門で考えられた各般の対策を総合的、計画的に推進することとしたのであります。

210頁の第7「北方圏交流の拡大推進」につきましては、今後、わが国経済が、国際化時代を迎え、国際競争力を強め、貿易の拡大をはかつて長期的、持続的に成長発展を上げるためには、資源の安定的確保と流通コストの低減をはかる必要があり、このためには、豊富な資源の賦存する北方圏諸国との交流を推進することが重要であるという観点から、北方圏の要衝にある北海道としては、①北方圏流通拠点の整備、②加工貿易基地の整備、③学術・文化交流の推進の3本の柱のもとに、必要な施策を推進すべきであるという観点から、他の部門で検討された施策を総合的に推進する計画といたしました。

「第3部計画達成の方策」についてご説明いたします。

まず、217頁の「第1開発の所要資金」であります。220頁から223頁までの資金表の合計欄にありますように、所要資金総額は1兆8,540億円、そのうち政府公共部門が、8兆9,776億円、民間部門が9兆8,764億円となつております。

また、第2部で申し上げた施策別にみますと、「第1 躍動する産業経済の展開」に要する資金は9兆9,323億円、「第2 明るく豊かな道民生活の確立」に要する資金は3兆6,819億円、「第3 新交通通信体系の総合的、先行的整備」に要する資金は3兆6,125億円、「第4 創造性豊かな人材の養成と学術・文化の振興」に要する資金は2,631億円、「第5 自然の保護保存と有効活用」に要する資金は1兆3,642億円と見込まれるのであります。

この調達の可能性につきましては、217 頁以降に記載されておりますように、計量経済的手法による各種モデルの推計などからチェックした結果、おおむね調達が可能であると考えられるのであります。

つぎに、224頁の「第2 計画関連諸方策」であります。この計画の実施と関連して立法、行財政、金融等の諸制度の拡充強化が望まれるもののうち、重点と考えられるものについて、「1 一般的な方策」として6項目、「2 個別的な方策」として16項目とりあげ、その実現に努めることとしたのであります。

最後に、228 頁の「むすび」であります。ここでは、この計画は、北海道総合開発委員会の答申を尊重してとりまとめたものであること、計画の実現のためには、関係者の積極的な開発努力、さらには、道民各自の自主独立の気概と、旺盛な開発意欲が必要であることおよび北海道開発法に基づく第3期北海道開発計画については、この計画の内容等を十分反映し、北海道開発が一層効果的に推進されることを期待するものであることを強調し、また、北海道に対する財政上の特例措置についての考え方を明らかにし、最後に北方領土に関する考え方を明らかにしているのであります。

以上をもちまして、簡単であります。第3期北海道総合開発計画に関する意見案についての説明を終わります。

○10月31日 午後1時32分、第1委員会室において開議、
午後1時45分散会、委員長 天谷 平信(自民)

- ① 委員長から、さきの委員会における第3期北海道総合開発計画に関する説明要旨の提出があつた旨を報告。
- ② ついで、理事会協議の結果、産業別生産額の推移ほか10件の資料要求については、異議なくそのことに決定。
- ③ 今後の日程について、11月1日から10日まで書面審査、11日委員会開会とすることをはかり、異議なくそのことに決定。

○11月11日 午後3時3分、第1委員会室において開議、
午後3時5分散会、委員長 天谷 平信(自民)

- ① 委員長から、総務ほか3 常任委員会から第3 期北海道総合開発計画に対する意見の提出があつた旨を報告。
- ② 前回の委員会において要求した資料の提出があつた旨を報告。
- ③ 今後の委員会日程について、引き続き書面審査を行ない、11月17日から19日まで総体質疑、その後はあらためて協議することをはかり、異議なくそのことに決定。

○11月17日 午後1時54分、第1委員会室において開議、
午後1時58分散会、委員長 天谷 平信(自民)

- ① 委員長から、厚生、商工労働、農務、文教林務の各常任委員長から、第3期北海道総合開発計画意見案に対する委員会の意見について、本委員会にそれぞれ提出があつた旨を報告。
- ② 人口10万以上の都市の55年における人口、住宅、世帯の現況と推定ほか2項目について資料要求を行なうことに決定。

○11月18日 午前11時17分、第1委員会室において開議、
午後5時16分散会、委員長 天谷 平信(自民)

- ① 委員長から、第3期北海道総合開発計画の意見案に対する質疑の方法については、通告の形式により行なうことをはかり、異議なくそのことに決定。
- ② 第1部開発の基本方向に対する総体質疑に入り、
影山委員(社会)から、道案作成にあつた基本姿勢に関し、杉野目委員会の答申内容と道案との具体的な相違の明示、道民の意向調査の計画への反映度、道案のまとまつた段階で道民の意見を聴取することの見解、道の独自性に対する基本的考え方、杉野目委員会の論議が計画にどのように折り込まれたかその内容、後志支庁管内の道民の要望を計画に取り入れた具体的内容の明示、石狩支庁関係における農工業用水の確保に伴う運河および酪農団地の形成に関する内容、胆振支庁関係における米作、畜産、畑作に関する要望の反映度等について
質疑および意見があり、企画部長、計画第二課長から答弁、議事進行の都合により、午後2時10分休憩、午後3時36分再開、引き続き、
影山委員(社会)から、洞爺湖の水利用構想、渡島支庁の大規模臨海工業地の造成、化学技術面の開発、日高支庁の冬季園芸団地の造成、十勝支庁の大規模工業基地の建設等、地元の意見が入っていない理由、北海道の独自性について新しいキャッチフレーズを明確に打ち出すことの見解、広域生活圈構想の実施にあつ

て、道民生活を基調とする道の強力な姿勢の必要性和新全総計画との関連において本道開発計画の必要性の展開および長期的方向の具体的年限とビジョンならびに2期計画の実績の評価に対する見解と資料の提出方、拠点開発の施策、中核都市圏構想について道民の保護および道民優先の開発推進を行なうことの方、3期計画の性格と2期計画において民間部門の計画挿入の有無、本道開発に対する国の評価の厳しいことを反省し、それに立脚して3期計画を推進することの方、3期計画は途中で修正できるよう弾力性をもたせ、4・3・3の年次に区分し、物価上昇等に対応できる年次計画を樹立することの所信等について質疑、意見および要望があり、企画部長等から答弁。

○11月19日 午前11時、第1委員会室において開議、午後5時11分散会、委員長 天谷 平信(自民)

第1部開発の基本方向に対する総体質疑を続行、

影山委員(社会)から、3期計画の目標に関し、「わが国経済社会の繁栄に寄与する」の具体的意味と日本経済の認識ならびに生産と生活が調和する地域社会の建設の具体策の明示、北海道経済の確立をはかることを計画目標の中に入れることの見解、開発方式に関し、先導的産業の具体的内容と先導的産業開発事業との関連ならびに事業選定の考え方、稲作経営を先導的産業に含めることの見解、(関連して、笠井委員(社会)から、開発を促進するための先導的役割をもつものかまたは産業の地域定着をはかりその地域発展に寄与する産業をいうのか部長の見解)1割減反の計画への影響、サハリンからの天然ガス導入計画の実現可能性、中核都市圏構想と拠点開発方式との相違と道央偏在による地域格差増大の懸念性、広域生活圏の全道実施カ所数および各省庁の圏域構想との相違、過疎対策に対する見解、道民生活とその水準に関し、道民生活水準の算出基準、総合生活水準の全国および国際的な比較、生活環境水準において生活に対する比重を考慮することの所信、就業者1世帯所得と農家所得とのアンバランス等について

質疑、意見および要望があり、企画部長から答弁、議事進行の都合により、午後1時22分休憩、午後2時56分再開、つぎに、

合坪委員(社会)から、3期計画の計数の算出方法に関し、人口および生産所得の算出方法と開発の所要資金の算出根拠、北海道経済の長期展望の算出方法、経常的経費挿入の有無、単なる積み重ねにより55年を推計していることの有無、物価上昇率を考慮しているかどうか、資金計画の中で自然増をみないで事業達成の可否、年次別に物価変動の数値の算出の有無、計量モデルの採用により、55年までに中間修正の必要性等について

ついて

質疑、意見および要望があり、企画部長、計画第一課長から答弁、議事進行の都合により、午後3時53分休憩、午後3時58分再開、つぎに、

亀井委員(社会)から、2期計画における地域計画樹立に伴う地域区分の成果に対する見解、3期計画の中に中間指標を設ける必要および可能性と10カ年とした根拠、計画期間において大事業が重なった場合の資金的に他の事業に支障をきたす懸念性、今後の補助率改定による市町村負担分と具体例の明示、2期計画と3期計画とを比較した場合の特徴、2期計画の成果がおおむね順調といわれる根拠、3期計画についても機械的なデータのみで納得のいくものかどうか、乳牛、石油等の計画算出の根拠、2期計画の実績において差が出ている理由、開発計画の中に組み込む範囲と区分、生活水準の55年の姿等について質疑、意見および要望があり、企画部長、計画第一課長から答弁。

○11月20日 午前11時23分、第1委員会室において開議、午後4時25分散会、委員長 天谷 平信(自民)

第1部開発の基本方向に対する総体質疑を続行、

亀井委員(社会)から、中核都市圏等ブロック別に開発を推進する場合の地域格差に対する見解、過密、過疎傾向の増大と地域格差の現状に対する不均衡の措置、中核都市圏における人口の推移、広域生活圏について、その周辺の市町村から構想がでてこないで、計画ができるのかどうか、地域住民は地域の必要性を認識しているか、地域計画の十分な推進の見通し、北海道開発計画の自主的な計画の理解と最終決定の際のブロック別内容、参考指標または参考目標を策定しておくことの見解、地域別の展望が明確になる時期等について

質疑、意見および要望があり、企画部長から答弁、議事進行の都合により、午後零時9分休憩、午後1時30分再開、つぎに、

奥野(一)委員(社会)から、3期計画の力点の明確化と新全総計画と3期計画との関連、重化学工業の発展と住民生活向上への関連、わが国の主要産業は民間や個人であり、地方自治体がコントロールのできる仕組みになっていない、また、新全総計画における中枢管理機能は中央に偏在し、企業進出しても、地域と離反した分業工場にならないか、本道の場合、素材の供給のみに終始し、関連産業が発達しなければ住民生活の向上につながらないと考えるが部長の見解、関連産業発達の見通し、二次産業が地域経済を破壊していることの問題性、生産と生活の調和の状態に対する解明と

豊かな地域の具体的内容、新全総計画における産業、都市、公害等の諸問題に対処する基本的な考え方の明確化、国土開発にあたって民間開発業者を含めていくことに対する考え方、鉄道、道路、港湾等の整備に関し、民間資本の投入方式に対する賛否の有無と地方自治体との関係の明確化、新全総計画のブロック別の開発および主要開発事業の内容が計画どおり実施できる見通し、国土総合開発法および新全国総合開発法における北海道の明確な位置付け、北海道開発法の存続見通しと開発機構の整備に対する見解、水の問題を解決しない酪農基地の建設はあり得ないと考えるが部長の見解等について
質疑および意見があり、企画部長から答弁。

○11月21日 午前11時15分、第1委員会室において開議、
午後3時25分散会、委員長 天谷 平信(自民)

- ① 第1部開発の基本方向に対する総体質疑を続行、
奥野(一)委員(社会)から、自治体が自由に使用できるための地方交付税制度の改善に対する見解、広域市町村圏の構想裏付けとなる財政強化策の配慮に対する考え方および生産より生活に重点をおくことの所信ならびに過密、過疎、財政難の解消等をはかる等、住民が期待し、歓迎される措置の必要性等について
質疑および意見があり、企画部長から答弁、議事進行の都合により、午後零時28分休憩、午後1時45分再開、つぎに、

大石委員(社会)から、計画の中の計数は目標計画達成に必要なものか、または資金の関係でこの程度に計画を縮小したものか、現行の諸法令等の規制で道の段階としてこれ以上計画できないというものか部長の所信、3期計画のテーマの不適合および計画期間を10年と設定した理由、「生産と生活が調和する豊かな地域社会の建設」の調和の意味と状態、若年労働力の流出、人口の減少、生産所得面からみて、道内産業は計画どおり伸びると考える部長の所信、道内工業の実態に対する見解、産業を地域の特性に応じて配置育成する具体例の明示、民間資金が計画どおり調達できない場合の道の補完措置に対する姿勢、後進性の排除に対する意思の不統一と産業の位置付けに対する見解、資料の調査年次の区々と42年の基準年次にあわせることの考え方、各省庁の圏域構想に対する見解、中核都市圏構想について地域住民に計画概要を説明し、道民の立場に立つた計画とする配慮方、地域格差是正の見通し、北方圏の範囲と構想の趣旨ならびに計画実現のための積極的な取り組みに対する見解、北方圏構想は対等の立場に立つた考え方に改め推進することの所見等について

質疑、意見および要望があり、企画部長、計画第一課長から答弁があつて、総体質疑を終結。

- ② 今後の審査日程についてはかり、異議なく11月25日から第2部開発の主要施策の審査に入り、29日まで質疑を続行することに決定。

○11月25日 午後2時18分、第1委員会室において開議、
午後5時23分散会、委員長 天谷 平信(自民)

- ① 資料要求についてはかり、異議なく農業機械普及率調を要求することに決定。

- ② 第2部開発の主要施策、第1躍動する産業経済の展開(農業)に対する質疑に入り、

笠井委員(社会)から、農業生活の安定確立に対する見解および道の独自性の折り込まれている内容、新酪農農村建設と先導的産業開発との関係ならびに今後の農業経営の推移に対する見解、目標年次における主要指標に明示されている以外の作目の生産構想に対する見解、稲作の1割削減と開田抑制に対する所見、開田抑制の是正に対する道独自の考え方の有無、総合農政は農業基本法の化身であり、単なる過剰米対策でないか、総合農政の中で本道の特殊事情を考慮し、資金の確保、補助率のアップ等に対する自信の有無および農業関係だけでも中間指標を設定することの所信、農業部門における地域格差の縮小方法は計画の中に盛り込まれているかどうか、産業と人口の分散および生産と生活の密着に対する見解、生産と二次加工との関連、二次産業について道自体が積極的に取り組み、地域産業とすることの考え方、農務部にばれいしよ課を設置する意思の有無、本道農産物の消費市場に対する積極的な対処と北方圏との取引を意欲的に考えることの所見、(関連して、大石委員(社会)から、北方圏との強力な交易方)本道農業の大型化は国際農業に対応できるかどうか、耕地の集約化をはかるため管理事業団の設置に対する見解、営農体制に関し、農協に対する依存度と責任体制等について

質疑、意見および要望があり、企画部長、計画第二課長から答弁。

○11月26日 午前11時5分、第1委員会室において開議、
午後4時38分散会、委員長 天谷 平信(自民)

- ① 第2部、第1(農業)に対する質疑を続行、
奥野(一)委員(社会)から、大型酪農の推進に当たつての水源開発に対する所信、牛100万頭の導入計画に伴うし尿処理施設の必要性、他府県が酪農を拡大した場合、本道はこれに対抗できるかどうか、府県等に対する飲用牛乳の市場拡大に対する見解、乳製品等の需

要供給のバランスをとるための調整機能に対する見解、小規模酪農農家の施策からとり残される懸念性、農民資本による乳製品工場の設置に対する見解、水田の宅地化による減少傾向に対する今後の維持対策、経済的な輸送方式の内容、都市計画法による市街化調整区域内における優良農地の潰瘍抑制に対する所見、過疎問題に関し、魅力ある農村の形成に対する見解、計画内容を具体的に道民に周知させ、民間の協力を得る必要性の有無等について（意見(1)都市計画法の運用にあたっては、優良農地の転用がなされないよう配慮されたい。(2)この計画達成のためには、民間資本に期待するところが大きいので、中間指標等を明らかにし、道民に計画内容を周知させるよう努力されたい。）

質疑、意見および要望があり、企画部長、計画第二課長から答弁、議事進行の都合により、午後零時35分休憩、午後1時56分再開、委員長から、11月17日、25日の委員会ならびに18日の委員会において影山委員から要求のあつた資料が提出された旨を報告の後、質疑を続行、

影山委員(社会)から、北海道農業の現状と2期計画の実績をどのようにふまえて3期計画の作成にあつたのか部長の所信、農村人口の減少傾向に対する見解、本道の特産物、畑作物の減少および稲作減反、開田抑制の情勢下による農民の不安感除去の必要性、本道農業の食糧供給基地として占める地位、「近代的地域社会における明るく豊かな農村の建設」の具体的内容、広域生活圏により、中心都市に人口、産業が集中し、過疎を助長する懸念と過疎地帯の機能分担の調整に対する見解、農業就業者減少率の過大見込みと若年労働力の減少に対する考え方、農用地造成可能面積を17万3,000ヘクタールと計画した理由と積極的に農用地の規模拡大をはかることの所信、農業就業者1人当たりの生産所得と就業人口の大幅減少との関連、離農者対策に対する見解と離農者生活実態はあくのための追跡調査をしたことの有無、土地資源に恵まれない地帯の小規模農家の経営規模拡大に対する対処方策、大型酪農経営を達成するための所要資金量と現行融資条件で試算した場合の金額ならびに融資制度の改善に対する見解、国際自由化に対する対処方針、乳用牛の目標頭数の過大と牛乳の消費拡大に対する所見、肉用牛の目標達成のため、雄子牛の価格流通対策の確立に対する見解、厩舎整備事業の夏期施行による生産調整に対する考え方、米の品質改善の具体性の欠如と道産米の積極的なP・R等について（(意見(1)地域格差の解消については、地帯別に具体的な内容をもつてあたらされたい。(2)土地基盤整備事業の推進こそ農業振興の基幹となるので、国費導入については、強く国に働きかけ、積極的にその確保に努力されたい。）関連して笠井

委員(社会)から、3期計画で畑作物の共済制度に対する配慮がされていることの有無について（意見(1)全道の農地をすべて国、道等で買い上げ、これを農家に貸付する形で効率的な土地利用により農業の大型化をはかるべきである。）

質疑、意見および要望があり、企画部長、計画第二課長から答弁。

○11月27日 午前11時15分、第1委員会室において開議、午後4時51分散会、委員長 天谷 平信(自民)

① 第2部、第1（農業）に対する質疑を続行、

亀井委員(社会)から、食糧供給基地と農家所得の関連で耕地面積を130万ヘクタールとした理由および格差縮小に対する考え方、草地面積と1戸当たりの農業生産所得、農家戸数中、自給生産農家数、生産性引き上げ検討の有無、55年の食糧自給状態の中に大胆な計画を折り込むことの必要性、畜産振興と牛乳生産との関連における酪農の近代化の状況とビートの生産消費計画、砂糖の国際貿易に関し、自由化等による作付け転換の懸念性および乳製品の計画に不足払い制度包含の有無、流通対策等を手厚くすることの所信、土地利用において水田面積から4,000ヘクタールを畑作に持つていく理由、目標年次指標で所得率が52.3%になっている理由、牛肉9,000トンについて衛生部の数字との食い違い、農業就業者数の相違、財政資金の割合、財政投融资額、具体的な離農者対策と住宅等の配慮方、近代的地域社会の形成構想の中における農家住宅計画の内容、農業部内における年次別計画の必要性、計画が閣議決定した場合、中間指標を作るべきでないか理事会で見通しを検討されたい等について（意見(1)離農者に対する職訓は例がないので、計画に折り込むよう配慮されたい。）

質疑、意見および要望があり、企画部長、計画第一課長、計画第二課長から答弁、委員長から応答があつて、第2部、第1（農業）に対する質疑を終結、午後、零時37分休憩、午後3時6分再開。

② 第2部、第1（水産）に対する質疑に入り、

合坪委員(社会)から、「高生産性水産業の育成」の表現に関し、高生産性の主旨、北海道の海岸線の延長距離、濃密栽培の内容、にしん、たら、さんま等の回遊魚の生息と回遊のはあく状況、漁船の大型化の考え方と海外漁場との関係、北部日本海、オホーツク海、北部太平洋における未利用資源の内容、国際間の緊張緩和の必要性および底曳網漁船操業と資源栽培との関連に対する見解、水産加工生産量の目標年次指標算出の方法、未利用河川におけるサケ、マスのふ化放流事業の実施計画と水質保全に対する根本的な考え方、公

害による漁業補償を金銭で解決することの良否と漁協に対する指導の根本的姿勢、漁港を造る場合は、漁港を中心に漁民団地を造り、そこに加工設備を整えて家族が水産加工の労働力として利用できる形にし、従来の素材供給型を二次、三次加工までできる体制にすると同時に、これに交通通信体系を有機的に関連させ資源の高度をはかるべきと考えるが、部長の根本的な考え方および計画にこのような思想が入っていることの有無等について、

影山委員(社会)から、わが国における北海道水産業の位置付けとその役割、70年代における海洋開発の取り組み方とその構想、先導的事業、噴火湾、厚岸湖、サロマ湖等における大規模栽培事業の意義とその内容ならびに海底牧場化構想と施策に対する見解と監視体制の必要性、稚貝の人口ふ化の育成方法、北海道周辺の大陸棚の面積、海洋開発に伴う鉱業資源との競合に対するトラブル排除のための利用区分の検討方、多目的の大型海洋調査船の帯有等について(意見①)水産資源開発分野から地域区分を十分考慮されたい。

質疑、意見および要望があり、企画部長、計画第三課長から答弁があつて、第2部、第1(水産)に対する質疑を終結。

○11月28日 午前11時15分、第1委員会室において開議、午後4時1分散会、委員長 天谷 平信(自民)

① 第2部、第1(林業)に対する質疑を続行、

影山委員(社会)から、3期計画における林業の長期的展望に対する基本的姿勢、国内生産体制の確立のため人工造林、林道開設の目途およびカラマツの先枯れ病の配慮に対する見解、人工造林と天然資源の育成強化を同時にはかることの所信、地帯別林業開発計画の内容、保安林整備5カ年計画と第3期計画との関連、保安林解除に当たつての民意の尊重および林業構造改善事業の現状の明示ならびに指定地域と非指定地域との格差、林地取得事業予算の僅少と融資制度、農林漁業金融公庫資金枠面の改善に対する見解、森林組合の体制強化の必要性等について、

亀井委員(社会)から、外材輸入に関し、道内港湾別の受入れ計画の明示、コンビナート方式のカ所と外材輸入の具体的計画の樹立ならびに根曲り竹の具体的な利用開発の目安と企業化した場合の安定性の検討方、農家林の経営、採算性に対する見解と補助率アップ等の援助策の必要性、3期計画の策定にあたり、国有林との意見交換の内容、開墾用地、草地造成用地提供了承の有無、林産物流通体制の抜本的改善策の有無、林業労働者の保健健康対策および労働者福祉対策の強力な取り上げと景観地における利用区分の明確化ならび

に 用地等の確保の必要性等について

質疑、意見および要望があり、企画部長、計画第二課長から答弁があつて、第2部、第1(林業)に対する質疑を終結、午後零時37分休憩、午後2時再開。

② 第2部、第1(石炭、地下資源)に対する質疑に入り、

影山委員(社会)から、金属、非金属鉱業に関する地質図幅調査の未調査地域の実施予定と見通し、鉱山労働者確保のための住宅対策と鉱業関係従事者の年金制度創設のため働きかけに対する所信、苫小牧東部の具体的地域と行政的に正確に表現することの考え方ならびに北海道の大陸棚海域における鉱業権設定の出願状況、大陸棚の調査は、浅海部を道独自で行ない、深海部は国において早急に実施するよう折衝することの見解、マンガンの開発に対する考え方等について(意見①)陸域におけるような鉱業権のなわばり争いをおこさないため、海洋開発については、国、道が主導権をにぎり、企業の持つ分野を明確にしていくこと。)

大石委員(社会)から、石炭産業に関し、現在程度の生産規模の維持と石炭鉱業安定との関係、経済炭量の判断、目標年次における出炭量と必要数量との関係、産炭地域振興の基本的な考え方と石炭安定の振興とのつながりならびに社会生活基盤整備に対する見解、遺児手当および災害防止の手配の裏付けを打ち出すことの所信、金属、非金属鉱業における陸運行政の改善策に対する考え方、目標年次における道内の石油、天然ガス発掘量の想定度および輸入天然ガスとの関連性、道内生産ガス開発可能量の数的根拠、化学工業原料の内容、アンモニア、メタノールの工場誘致数と規模、石炭のガス化に対する見解、地熱利用の基本的な考え方、有望5地区の内訳と具体的構想の早期打ち出し方等について

質疑、意見および要望があり、企画部長、計画第四課長から答弁があつて、第2部、第1(石炭、地下資源)に対する質疑を終結。

○11月29日 午後零時18分、第1委員会室において開議、午後零時20分散会、委員長 天谷 平信(自民)

委員長から、今後の委員会の審議日程については、理事会において協議のとおり、第2部開発の主要施策のうち、「第1躍動する産業経済の展開」については、12月1日、2日の両日質疑を行ない、引き続き、「第2明るく豊かな道民生活の確立」について質疑を続行し、その後の日程については、あらためて協議することをはかり、異議なくそのことに決定。

○12月1日 午前11時22分、第1委員会室において開議、

午後 5 時 9 分散会、委員長 天谷 平信(自民)

第 2 部、第 1 (工業) に対する質疑に入り、

西村委員(自民)から、太平洋沿岸、日本海沿岸、内陸部の均衡ある工業開発計画の内容、サハリンからの天然ガス導入に関し、北方圏との交流拠点に対する考え方と西部地帯に支線のパイプの事前配置に対する見解、石狩湾新港建設の目的と性格、千歳川を利用した太平洋と日本海の運河掘削の将来計画等について(意見(1)石狩湾新港については、背後に軽工業を描いた計画でなければならず、単なる商港というのであれば既存港湾地域では心配をもつ、この点実施計画の段階で十分配慮されたい。)

合坪委員(社会)から、土地利用区分の現況と目標年次計画の内容、本道資源と立地企業との関係、本道への進出企業形態とこれに関連する公害問題に対する考え方、内陸型工業開発の基本方向の明示、大規模工業団地造成にからむ立ち退き補償に対する基本的考え方、大規模臨海製錬所の内容と設置場所、釧路臨海地帯に対する工業地帯としての評価と工業用水事業の計画されていない理由、第一次産業主体市町村に対する財政的、行政的配慮の必要性等について、

大石委員(社会)から、茨城県鹿島地域の開発にみられるような農工商立の思想が 3 期計画に挿入されていない理由、重化学工業開発振興の分類方法と理由ならびに具体的構想の明示、臨海性工業の地名の明記されていないところの措置、資源利用工業の企業形態に対する考え方、乳製品工業の企業形態と乳価の位置付けの予測等について(関連して、笠井委員(社会)から、乳製品工場における資本形態のおき方に対する考え方と乳量の増加に伴う工場配置にのぞむ姿勢について)質疑、意見および要望があり、企画部次長、計画第一課長、計画第四課長から答弁、議事進行の都合により、午後 1 時 7 分休憩、午後 2 時 28 分再開、引き続き、

大石委員(社会)から、工業開発において資本形態の分類を出した上で指導を行なうことの考え方、乳製品工場の配置と規模の適正化のための強力な指導に対する見解、素材生産工業から完成品工業への切り換えの見通し、職業訓練所の科目設定の適正化と地域の特性に応じた職業訓練のあり方の明確化、公害に対する基本的な考え方と職住の分離に対する見解等について(関連して、渡部(勇)委員(社会)から、大樹町を中心とした十勝沿岸の大規模工業基地開発に対する考え方と調査する意思の有無ならびに追加計画に対する見解、公害関係における職住分離のねらい、企業の誘致と北海道価格解消との関係について)、

笠井委員(社会)から、乳製品工場、ビート製造工場

の設備投資額について

質疑、意見および要望があり、企画部次長、計画第四課長、計画第六課長から答弁があつて、第 2 部、第 1 (工業) に対する質疑を終結。

○12月 2 日 午前 11 時 7 分、第 1 委員会室において開議、午後 5 時 5 分散会、委員長 天谷 平信(自民)

① 第 2 部、第 1 (エネルギー) に対する質疑に入り、

奥野(一)委員(社会)から、石炭の道内における消費の内訳、天然ガス導入に関し、石炭需要との関連と道内のガス資源開発へのブレーキならびに取引き上の安定確保に対する見解、石炭需要の確保と火力発電の使用するエネルギー、都市ガスの増加に伴う暖房炭に及ぼす影響、原子力発電と電力用炭需要確保に対する見解、良質低廉な電気の意味と基準、将来道管の電気事業と北電への売却・規模の拡大ならびに北電の本道開発に対する姿勢に対する見解、原子力発電の公的機関の事業主体と道内に設置予定の原子力発電所の目的等について(意見(1)道は北電に対し、地域開発に対する協力方および住民が電気を通じて恩恵を受けられるよう強力に要請すること、(2)公共性の強い主要なものは、国、公団、公社が運営している現状からみて、原子力発電も住民がコントロールできる立場の中で公的機関で運営すべきである。)

大石委員(社会)から、目標年次における電力必要量の内訳と主要指標に火力を出さなかつた理由ならびに道の今後の北電に対する指導方針の明示、地熱利用促進の中に、発電関係がでない理由、原油の大量備蓄基地建設の主体と関連工場の公害問題等発生懸念性ならびに建設場所の明示等について(意見(1)苫小牧東部は、地震地帯であり、その点を十分配慮すべきであり、民間業者依存を再検討すべきである。また、防災その他の条件をつけるなどの規制措置が足りない。)

質疑、意見および要望があり、企画部長、計画第四課長から答弁があつて、第 2 部、第 1 (エネルギー) に対する質疑を終結、議事進行の都合により、午後 1 時休憩、午後 2 時 18 分再開。

② 第 2 部、第 1 (流通) に対する質疑に入り、

奥野(一)委員(社会)から、価格変動の情報周知と業者拘束機能の帯有の有無、流通情報機能の充実強化の消費者に及ぼす影響、国鉄赤字路線の廃止および国鉄貨物輸送制度の改正等に及ぼす影響に対する具体策、北海道人特有の経済観念は正のための経済教育面がでない理由、新しい取引き形態を考えなかつた理由、道産品の価格よう護と消費面についての施策を考慮していないが、工業開発面からの矛盾性、農水産物等の価格対策と生産者のよう護に対する道の指導方針

がでない理由、商店街の近代化のための商店の業種、規模、配置の均衡に対する具体的施策とショッピングセンター建設の方法と可能性、卸売市場の機能と将来の姿、輸送体系の整備と過疎地域、へき地への輸送体系の欠如に対する見解等について、

西村委員(自民)から、3期計画における流通概念の認識、流通機構の近代化が物価の不均衡是正、物価上昇の抑制に及ぼす影響、流通近代化施策の広域生活圏構想の中における位置付けと港湾施設整備の中における流通機構の配置に対する考え方ならびに北方圏との貿易交流に対する考え方の明示等について、

大石委員(社会)から、林産物流通体制の整備について特に項目を作った理由、流通部門の投資資金の価格へはねかえることの有無、中間マージンをとる機構をできるだけ少なくするという指導態度をとることの見解等について、

亀井委員(社会)から、流通体制の整備による具体的効果を示す意思の有無、中核的家畜市場の構想、林産物流通センターの機構と任務、10年後の貿易指標を策定することの所信および流通部門における項目の取り上げ方と表現について再検討することの意思等について

質疑、意見および要望があり、企画部長、計画第四課長から答弁があつて、第2、第1(流通部門)に対する質疑を終結。

○12月3日 午後2時40分、第1委員会室において開議、
午後3時46分散会、委員長 天谷 平信(自民)

① 第2部開発の主要施策、第2明るく豊かな道民生活の確立に対する総体質疑に入り、

大石委員(社会)から、3期計画における生活基盤と生産基盤との調和の差異、産業に力点を置いた2期計画の誤まりの有無と2期計画の経緯および反省点ならびに現状における問題点の明確化、患者輸送車の配置による無医村の解消および医療体制改善への成果の有無、無医地区における冬期間の除雪対策の推進に対する見解、恵まれた労働環境と労働力の確保の考え方、労働者の意味と範囲の明確化、広域生活圏と産業開発との関連と表現の相違、社会開発の中心は中核都市圏とならないかどうか、全道6中核都市圏の位置付けと役割に対する考え方、計画策定に当たり、地域住民の積極的参加をさせず、計画実施を強要する理由等について

質疑、意見および要望があり、企画部長、計画第六課長から答弁。

② 今後の委員会の審議日程についてはかり、異議なく各常任委員会の開催および第4回定例会の開会等を考

慮し、明年、1月6日から審議を続行することに決定。

○昭和45年1月6日 午後4時9分、第1委員会室において開議、午後4時6分散会、委員長 天谷 平信(自民)

① 企画部長から、45年度開発予算に関する中央情勢について説明。

② 理事者から提出の第3期北海道総合開発計画意見案中、一部訂正方を了承。

③ 今後の委員会の審議日程についてはかり、異議なく明7日は書面審査を行ない、8日から、第2部開発の主要施策の事項について審議を行なうことに決定。

○1月8日 午前11時9分、第1委員会室において開議、
午後4時21分散会、委員長 天谷 平信(自民)

第2部、第2に対する質疑を続行、

渡部(勇)委員(社会)から、(1)住宅対策に関し、住宅建設計画の基本的考え方、民間依存度の高い理由と政府等公営住宅の比率引き上げの必要性、今後の住宅需給の見通しと世帯の移動実態からの適否および居室基準に対する考え方、2期計画における地域別実績と進捗率の悪い理由、1種と2種住宅の規模等に対する考え方および3期計画達成の見通し、持ち家と借家に対する基本的考え方、地域別計画策定の考えとその必要性、生活圏構想による住宅配分計画の有無、民間自力建設に対する具体的援助策、住宅産業の育成の意味、低所得者向け住宅の建設計画戸数と内訳、要立法措置の有無、税の軽減、国庫補助の引き上げおよび建築単価の引き上げに対する考え、所要資金等の財政投融资および民間資金の区分の明確化、北海道における住宅耐用年数の適否と公営住宅家賃への影響、プレハブ住宅建設等による家賃の低廉化、(2)宅地対策に関し、良質低廉な宅地供給の内訳、大規模団地に対する今後の考え方、(3)交通安全対策に関し、推進上の主要項目等について

質疑、意見および要望があり、企画部長、計画第六課長および計画第一課長から答弁、議事進行の都合により午後零時32分休憩、午後2時10分再開し、計画第六課長から、休憩前の渡部(勇)委員(社会)の質疑に対する補足答弁の後、引き続き、

渡部(勇)委員(社会)から、交通安全対策に関し、立体交差化計画と所要資金額、歩道造成計画の考え方、交通公園と交通安全指導施設との関連、救急医療センターの現状と配置計画、ロードヒーティングの設置計画、歩道除雪計画に対する考え方、交差点等の道路工法、速度規制、信号機のあり方等研究の有無について、

影山委員(社会)から、(1)生活環境施設に関し、水道事業の目標普及率引き上げの必要性および都市周辺農村への対策、給水計画量の適否、水源開発予定地区、都市計画地域外の下水道整備計画、所要資金確保の見直しおよび計画実現の見直し、観光地における衛生施設計画の有無、不燃性塵芥の処理方策および調査、研究の考え、海水汚染防止に対する考え方と調査、研究の必要性、(2)道路整備に関し、市町村道、街路整備の基本的考え方、総合的な公園計画の樹立および多目的利用の必要性について
質疑、意見および要望があり、計画第五課長、計画第六課長および企画部長から答弁。

○1月9日 午前10時52分、第1委員会室において開議、午後4時56分散会、委員長 天谷 平信(自民)

第2部、第2に対する質疑を続行、

合坪委員(社会)から、(1)労働力対策に関し、新規学卒者の道外流出原因のは握と防止策、下請け企業の労働条件に対する考え方、職業指導センターと職業訓練センターの相違点および設置構想と目的、労働人口移動の見直しと残存労働力に対する考え方、再就職者に対する職業訓練のあり方および受け入れ体制、土地買収による離農者対策、労働教育の充実強化の考え方と内容、中小企業の安定と労働力定着の関連、大企業における身障者雇用促進の必要性および雇用奨励金の存続、(2)公害防止に関し、公害防止の諸対策に対する考え方、企業に対する規制方策、部内の連絡調整に対する基本的考え方、調査、研究、監視等に対する考え方等について
質疑、意見および要望があり、計画第六課長、計画第一課長、公害課長および企画部長から答弁、議事進行の都合により午後零時41分休憩、午後2時28分再開、

大石委員(社会)から、医療、社会福祉施設に関し、高齢者に対する医療、社会福祉の基本的考え方、医科大学新設の構想と設置時期および所要資金量の使用方方法、医師養成目標人員の実現性と医師確保の見直し、地域センター病院の任務と性格および規模と施設内容、地域センター病院指定外病院に対する財政的援助の考え、病類別病床の整備内容、無医地区の級別区分の理由とその適正化、除雪計画と患者輸送車の活動との関連、無医地区保健委員の資格の有無と委嘱の考え方、社会福祉関係住宅の確保の見直し、在宅老人対策と住宅との関連、母子家庭の経済的自立対策の内容および職業訓練の必要性、遺児対策の必要性、保育所整備計画の内容等について

質疑、意見および要望があり、企画部長、計画第一課

長、計画第六課長および企画部次長から答弁。

○1月10日 午前11時6分、第1委員会室において開議、午後4時38分散会、委員長 天谷 平信(自民)

第2部、第2に対する質疑を続行、

奥野(一)委員(社会)から、(1)住宅対策に関し、建設戸数の事業別資金区分、道営住宅建設戸数、必要あき家の公営確保の考え、住宅産業の育成の具体的内容、民間建設住宅の個人、業者別内訳、不足住宅の公営建設の必要性と今後の見直し、(2)宅地対策および都市再開発に関し、道営宅地の目的、面積と予定地区および先行的確保の必要性、大規模団地の予定地、都市再開発の基本的考え方および実施主体、(3)生活環境施設に関し、都心部における駐車場設置計画の適否、水道事業の赤字経営対策および道営移管の考え、水源開発の実施主体、し尿処理施設に対する財政措置の考え、(4)災害防止および社会福祉に関し、石油火災に対する指導体制および対策、海難対策の取り組み方および具体的対策、国民健康保険に対する広域的処理の考えおよび国に対する制度改正の働きかけ、身障者雇用の実態および社会復帰可能者数と社会復帰者数、重症者の就職希望調査および対策の必要性等について、

亀井委員(社会)から、(1)交通安全および社会福祉対策に関し、交通事故発生率と脳外科病院配置計画との関連および1カ所当たりの資金量、交通事故障害者に対するリハビリテーションの具体的構想および収容人員と所要資金、専門医療機関の所要資金内訳、歯科医師の必要数と充足対策、母子総合保健センターの箇所数と資金量、社会福祉関係における主要指標の必要性、こどもの国建設の具体的構想と運営主体および地域別に設置する考え、家族の広場の建設カ所数と資金量および児童公園との関連、保育所設置計画の適否および性格別保育所数と6歳以下の幼児数との関連、し体不自由児関係施設の設置の考えと資金量、身体障害者収容施設の収容率、社会福祉関係所要資金の内訳、(2)住宅、宅地対策に関し、標準面積に対する考え方、事業別規模、面積、適正家賃に対する考え方、政府施策住宅の事業目的別区分および公庫、公団住宅を含めることの適否、国および道の建設戸数拡大の必要性、土地の先行取得と遊閑地活用の関連および地価試算の有無等について

質疑、意見、要求および要望があり、計画第六課長、企画部次長、計画第五課長および計画第三課長から答弁があつて、第2部、第2に対する質疑を終結、議事進行の都合により午後2時52分休憩、午後4時37分再開し、直ちに散会。

○1月12日 午後零時36分、第1委員会室において開議、
午後4時30分散会、委員長 天谷 平信(自
民)

第2部、第3新交通通信体系の総合的、先行的整備
に対する質疑に入り、

亀井委員(社会)から、本道における国土開発幹線自
動車道の完成年次および資金量、主要観光地における
有料道路建設計画、ロードヒーティングの実施量と交
差点等における完成率、冬期交通の確保と除排雪の研
究および資金計画(関連して、大石委員(社会)から、
合理的な除雪体制について)、地下立体交差に対する考
え方および1カ所当たりの規格と経費、青函トンネル
の完工時期と資金計画との関連、新幹線構想の資金
量、国鉄赤字路線に対する考え方、十勝新港に対する
考え方および計画樹立の必要性、北方圏貿易の種類別
荷動きの予測、輸送体系の改善方策と港湾別荷役機械
の導入計画の有無、石油の地域別取り扱い量、外材の
輸入コストと木材関連工業との関連、国際空港と軍民
分離に対する考え方等について

質疑、意見、要求および要望があり、計画第五課長お
よび企画部長から答弁、議事進行の都合により午後1
時28分休憩、午後2時52分再開、ついで、

奥野(一)委員(社会)から、自動車の増加と道路網と
の関連、青函トンネルと新幹線に対する道の構え方お
よび国鉄ローカル線に対する考え方、私鉄に対する方
策、バス交通体系の一元化に対する考え方、バス路線
の認可権限および休廃止に対する方策と市町村に対す
る助成措置、過疎バス路線連絡会議に利用者代表を加
える必要性、都市交通体系の現状と計画の適否、国の
道路整備計画と3期計画に対する影響、除雪技術に対
する研究体制、有線放送に対する助成措置および施設
基準の拡充(関連して、笠井委員(社会)から、有線放
送の1種基準および2種基準の機能について)、電話
の自動化に伴う従業員の保障対策および無電話地区解
消の必要性、郵便物輸送と交通網整備との関連、無集
配局に対する年次計画等について

質疑、意見および要望があり、計画第五課長および企
画部長から答弁があつて、第2部、第3に対する質疑
を終結。

○1月13日 午前11時49分、第1委員会室において開議、
午後5時5分散会、委員長 天谷 平信(自
民)

第2部、第4創造性豊かな人材の養成と学術・文化
の振興に対する質疑に入り、

大石委員(社会)から、3期計画における教育の取り
上げ方、保育所および幼稚園対象児童数、幼稚園対象
児の範囲とその適否および就園率の積算根拠、3歳児

および4歳児に対する考え方および公私立の割合、教
員配置の改善方策、学級編制改善策と学校統合計画の
具体的考え方、生徒数の減少、職業科、普通科の比率
と高校間口との関連および高校間口の考え方、高校進
学率の現状と見通し、定時制高校の今後のあり方、研
究・学園都市構想の適否および3期計画後の想定の有
無等について

質疑、意見および要求があり、計画第六課長から答
弁、議事進行の都合により午後1時17分休憩、午後2
時50分再開し、企画部次長から、休憩前の大石委員
(社会)の質疑に対する補足答弁の後、引き続き、

大石委員(社会)から、へき地問題に対する多角的な
検討の必要性、特殊教育施設の整備を重点化する必要
性、本道を北方圏の要衝とした考え方とその適否、芸
術関係大学と高校芸術科新設計画の内容、博物館設置
計画の内容、大学、高校卒業者の道外流出状況調査の
有無とその必要性等について、

亀井委員(社会)から、目標年次における高校1間口
の編制人員、高校進学率と学校給食普及率および給食
施設計画、大規模スポーツセンターの内容、へき地教
員宿舎と住宅建設計画との関連等について

質疑、意見および要求があり、計画第一課長、計画第
六課長および企画部次長から答弁があつて、第2部、
第4に対する質疑を終結。

○1月14日 午後零時52分、第1委員会室において開議、
午後3時33分散会、委員長 天谷 平信(自
民)

① 委員長から、さきの委員会において要求のあつた
「財政投融资、民間資金の内訳」および「社会福祉計
画の所要資金等」に関する資料の提出があつた旨を報
告。

② 第2部、第5自然の保護保存と有効利用に対する質
疑に入り、

合坪委員(社会)から、治山、治水事業の基本的考え
方、治山事業の重点項目と治山を要する原因、保安林
に対する考え方、海岸緑化の方式の適否と試験等の強
化、海岸浸食の原因究明と防止方法の試験、潮流、漂
砂等の調査、海岸浸食地域と土砂採取許可方針との関
連、河川改修と自然保護との関連および河川改修率の
低い理由、需要水系の考え方と一貫整備の具体的構
想、橋りょう部分の改修のあり方、河川整備と各産業
との調和に対する考え方、都市河川と下水道事業との
関連、地域別水需要と総合調整の必要性、利水許可の
あり方と取水方法の指導および取水と排水の関連に対
する考え方、地震対策の考え方等について、

渡部(勇)委員(社会)から、自然公園整備計画の内容
および観光圏の考え方、日高山系の範囲、道路公園の

考え方、海中公園の具体的計画、自然歩道計画と舗装計画との関連、私有地の公有化促進の理由、自然公園の先行的整備の内容、沿岸観光幹線ルート完成の見通し、通年観光促進の必要性、従業員の労働条件の改善方策、旅館に対する長期、低利資金確保の考え方、国民休暇村に対する考え方および建設地の選定方法、フェリー輸送の計画内容、有料道路の建設計画等について

質疑、意見、要求および要望があり、計画第二課長、計画第五課長、企画部長、計画第四課長および企画部次長から答弁があつて、第2部、第5に対する質疑を終結。

○1月16日 午前11時28分、第1委員会室において開議、午後3時46分散会、委員長 天谷 平信(自民)

① 委員長から、さきの委員会において要求のあつた「専門医療機関の所要資金」等に関する資料の提出があつた旨を報告。

② 第2部、第6道民活動を活性化する冬季開発の推進に対する質疑に入り、

影山委員(社会)から、冬季開発の基本的推進方策、地域暖房計画の計画地域と資金量および中核都市圏との関連、地域暖房対象戸数と人員および全道との比率ならびに公共事業とする必要性、防寒住宅建設戸数および融資制度の改善策、冬季スポーツ屋内施設の内容、屋内陸上競技場および屋内野球場建設の考え、除雪機械の機種、設置カ所に対する考え方、牛乳搬出路の確保対策、生鮮食料品の冬期確保対策、通年施工の考え方および補助率等に対する考え方、幹線市町村道の除雪率と対象地域外住民の交通確保対策、雪上車に対する考え方、冬期都市交通の確保および交通渋滞緩和対策、試験研究機関の一元化の必要性等について

質疑、意見および要望があり、企画部長、計画第六課長、企画部次長、計画第二課長および計画第五課長から答弁があつて、第2部、第6に対する質疑を終結、議事進行の都合により午後1時17分休憩、午後2時49分再開。

③ 第2部、第7北方圏交流の拡大推進に対する質疑に入り、

大石委員(社会)から、本道を北方圏の要衝とした考え方、開発資材、耐寒技術の輸出の内容、北方的産業教育の普及の内容、輸出振興と主要施策との関連、国際空港の考え方と滑走路の具体的建設計画、北海道の実情に添った北方圏交流の必要性等について

質疑、意見および要望があり、計画第一課長、計画第六課長、計画第五課長および企画部長から答弁があつて、第2部、第7に対する質疑を終結。

④ 委員長から、今後の審査日程について、1月17日および18日は書面審査とすることとし、1月19日第3部に対する審議を行ないたい旨をはかり、異議なくそのことに決定。

○1月19日 午後1時28分、第1委員会室において開議、午後4時50分散会、委員長 天谷 平信(自民)

① 第3部計画達成の方策、第1開発の所要資金に対する質疑に入り、

奥野(一)委員(社会)から、民間資本の蓄積が不十分な原因と解決策、苫小牧工業団地における地場産業育成の考え方、計画達成に対する道民協力の必要性と考え方、国の経済成長のヒズミは正と3期計画との関連、計画策定と経済成長率のとらえ方との関連および経済成長率の変化が本計画に及ぼす影響、現行補助率の改訂と計画内容に及ぼす影響および市町村財政の負担増の割合、道、市町村負担にかかる資金調達の可能性と見通し、関連方策として自衛隊、米軍基地対策を加える必要性、千歳空港の防疫体制に対する考え方等について

質疑、意見および要望があり、計画第一課長、計画第四課長、企画部長および計画第五課長から答弁があつて、第3部、第1に対する質疑を終結、議事進行の都合により午後3時48分休憩、午後3時49分再開。

② 第3部、第2計画関連諸方策に対する質疑に入り、

渡部(勇)委員(社会)から、具体的諸方策の決定時期および決定機関、農業金融制度改善の具体的な方策、北方海域の範囲および安全操業確立に対する基本的考え方、農畜水産物の価格安定制度の強化および国際競争力の保持に対する考え方、稲作転換に対する考え方、人口減少の未然防止策および計画達成時における市町村別人口態様、本道における過疎化の特異性および過疎地域対策特別措置法制定に対する考え方、道独自の行財政、金融等の諸施策の必要性、建設事業の冬期施行措置の内容および歩掛りに対する考え方、「施策の弾力的運用」という表現に対する見解、大規模工業基地に対する考え方等について

質疑、意見および要望があり、計画第二課長、計画第三課長、企画部長、計画第一課長、調整課長および計画第五課長から答弁があつて、第3部、第2に対する質疑を終結、以上をもつて、第3期北海道総合開発計画案の各部門に対する質疑を終了。

③ 知事に対する総括質疑については、理事会において協議決定することとした。

○1月20日 午後2時55分、第1委員会室において開議、午後2時56分散会、委員長 天谷 平信(自民)

民)

本日の委員会は、議事の都合により、この程度にとどめることに決定。

- 1月21日 午後5時29分、第1委員会室において開議、
午後5時30分散会、委員長 天谷 平信(自
民)

本日の委員会は、議事の都合により、この程度にとどめることに決定。

- 1月22日 午後7時18分、第1委員会室において開議、
午後11時32分散会、委員長 天谷 平信(自
民)

- ① 第3期北海道総合開発計画の道意見案にかかる知事
に対する総括質疑に入り、

大石委員(社会)から、都市と農山漁村の均衡ある発展の推進策、生活優先の計画推進に対する考え方、中間指標策定の必要性和道民に協力を求める具体的方策、民間資金調達の見通しと地元負担軽減方策、国費補助率改訂問題、過疎対策の強化、寒地農業の確立と融資制度の強化、基地対策、北方領土問題、国際空港建設と軍民分離の考え方、2期計画の評価と第3期計画策定に当たつての基本姿勢、計画策定に当たつての関係各機関との連携に関し、運輸省発表の臨海工業地帯候補地と3期計画との関連、青函トンネルの輸送方式と事業費との関連等について、

亀井委員(社会)から、工業生産出荷額見通しにおける通産局と道とのそご、鉄道、船舶、自動車、航空機等輸送体制の総合調整、造林計画における林野庁との連携、北広島団地への地下鉄乗り入れ問題について質疑および意見があり、知事および企画部長から答弁、議事進行の都合により午後9時59分休憩、午後10時5分再開し、引き続き、

亀井委員(社会)から、大規模工業基地の土地先行取得、鉄道新線建設計画の内容、老人福祉諸施設の充実、勤労者、低所得者に対する公営住宅の供給、高校進学率引き上げに対する考え方、自然保護対策、観光地の俗化防止対策について

質疑および意見があり、知事および企画部長から答弁があつて、事知に対する総括質疑を終結し、道意見案に対するいつさいの質疑を終了。

- ② 委員長から、本計画案に対する意見の調整については、異議なく理事会において行なうことに決定。

- 1月23日 午後3時11分、第1委員会室において開議、
午後3時16分散会、委員長 天谷 平信(自
民)

- ① 委員長から、第3期北海道総合開発計画に関する意

見案調査の件を議題とし、理事会における意見調整の経過および結果について報告の後、委員会の調査結果の意見については、異議なく配付のとおり、修正すべき事項、計画策定に関し留意すべき事項、計画実施に関し留意すべき事項のとおりとすることに決定。

- ② つぎに、奥野(一)委員(社会)から、修正すべき事項に、計画作成の意義など6項目(11件)について、さらに追加されたい旨の動議の提出があり、賛成あつて動議成立の後、挙手による採決の結果、挙手少数にてこれを否決、奥野(一)委員(社会)から、少数意見を留保する旨を発言。

- ③ 本会議に対する委員長報告については、委員長に一任することに決定して、第3期北海道総合開発計画の意見案に対する調査を終了することに決定。

- ④ 委員長から、本件の調査終了にあたり、あいさつがあつた。

1 修正すべき事項

第2部 開発の主要施策

第1 躍動する産業経済の展開

(食糧供給の重責を担う高生産性農業の展開)

1 農畜産物流通体制の確立について

流通施設の合理化の末尾につぎの文章を加える。

「とともに、道外大消費地に大規模な貯蔵・配送施設の設置を促進する。」

2 近代的農村地域社会の形成について

本文の末尾につぎの文章を加える。

「なお、農村における住宅の集団化について必要な条件の整つたものに対しては、適切な推進の方途を講ずる。」

(高度の生産性と公益性をもつ北方林業の確立)

1 高生産性林業の推進と林産業の振興について

林産業の振興の林産工業の近代化中、また、臨海部においてはのつぎに、つぎの文章を加える。

「輸入材の利用をふくめ」

第2 明るく豊かな道民生活の確立

(住みよい生活環境の整備)

1 公園、緑地の造成整備について

保健休養の場として利用するためののつぎに、つぎの文章を加える。

「園地、自然歩道等」

(充実した社会福祉の確立)

1 心身障害者の福祉増進中、重度・重症者施設の整備について

「事業量3カ所 3億2,100万円」を「事業量5カ所 6億1,800万円」に修正する。

(労働者の能力発揮と福祉の向上)

1 労働福祉の増進について

可搬用高圧酸素タンクの整備をはかる。のつぎ

に、つぎの文章を加える。

「なお、産業の近代化、機械化に伴って、新たに発生する職業病（白ろう病、キーパンチャー病等）の未然防止対策を促進する。」

第4 創造性豊かな人材の養成と学術・文化の振興

（創造性豊かな人間教育の推進）

1 初等中等教育の近代化中、

学校施設設備の整備について、幼稚園関係の「事業量206園、事業費28億200万円」を「事業量278園、事業費43億7,800万円」に修正する。

（生涯教育の推進と体育の振興）

1 体育スポーツ施設の整備中、

学校体育施設の整備の関係について、小・中・高校プール施設関係の「事業量 409 基、事業費 37 億 8,300万円」を「事業量503基、事業費 46億2,800万円」に修正する。

（北方文化の振興）

1 芸術文化の振興中、

文化会館関係の「事業量14館、事業費17億円」を「事業量19館、事業費22億円」に修正する。

本計画案中、

「苫小牧東部」を「苫小牧 東部 地区」に変更する。

（注）以上の修正に伴う所要資金等について、それぞれ所要の修正措置を行なうこと。

2 計画策定に関し留意すべき事項

第1部 開発の基本方向

第5 地域開発の方向

1 広域生活圏構想の推進にあたっては、つぎの点に留意すべきである。

(1) 各省庁の圏域構想が、未調整のまま実施されることのないよう適切に対処すること。

(2) 地方自治体の機能が、十分に発揮されるよう配慮すること。

(3) 施設については、その機能に応じて圏域内に適正に配置整備し、中心都市と周辺農山漁村が相互に有機的連けいを保ちつつ発展するよう配慮すること。

(4) 人口減少地域について、広域生活圏構想の推進等により過疎化の防止につとめること。

この場合、特に地域の実状に応じて産業の積極的な振興をはかるよう行財政上の措置を講ずること。

2 計画の効果的推進をはかるため、可及的すみやかに一次生活圏ごとに地域の自主的な計画が作成されるよう指導し、道は、総合調整の上、計画の作成を推進すべきである。

3 計画の実施にあたっては、進行の管理体制に留意

し、経済社会情勢の変化、開発の進捗状況等の把握につとめ、所要の調整を加えつつ計画の円滑な推進をはかるべきである。

4 過疎地域におけるバス路線については、その運行を確保できるよう措置すべきである。

第7 目標年次の北海道経済と道民生活

1 道民生活水準指数については、極めて重要な問題なので、今後さらに内容の充実をはかるよう研究を重ねるべきである。

第2部 開発の主要施策

第1 躍動する産業経済の展開

（食糧供給の重責を担う高生産性農業の展開）

1 農業の主要生産資材である機械、肥料、飼料等について流通機構の合理化につとめ、価格の適正化をはかるべきである。

（食糧供給の重責を担う高生産性水産業の育成）

1 栽培漁業の推進に資するため、河川等の水質汚濁防止対策を講ずるとともに、海底地下資源の開発にあたっては、漁業生産との調整に充分配慮すべきである。

（石炭鉱業の安定と地下資源の開発促進）

1 地下資源の開発を促進するため、地質図幅調査を早急に実施すべきである。

2 恵まれない山間を環境とする鉱山労働者の生活の向上をはかるため、道路、住宅、教育、保健衛生等社会生活基盤の整備につとめるとともに、市街地に宿舍の確保をはかるなど子弟の教育に特段の配慮を加えるべきである。

（経済発展を先導する近代的工業の展開）

1 消費財工業の振興にあたっては、道産原材料を活用した工業化を積極的に指導すべきである。

（近代的流通体制の確立と貿易の振興）

1 消費者価格の安定に資するため、小売市場における生鮮食料品などについて標準価格等の設定を検討すべきである。

第2部

第2 明るく豊かな道民生活の確立

この計画には、社会福祉施設に関する主要指標がとりあげられていないが、社会福祉施設の整備は、極めて重要な問題であるので、最終年においては希望する対象者は、すべて収容できるよう努力すべきである。

（充実した社会福祉の確立）

1 本道においては、交通事故をはじめ、労働災害、海難などが相当多く発生しているので、これの防止策を強化するとともに、これら災害による遺児対策などについても充分配慮すべきである。

（労働者の能力発揮と福祉の向上）

1 本道における関連下請企業等中小企業は、経営基

盤が極めてぜい弱であり、若年労働力の定着を妨げる要因ともなっているため、その強化育成について特段の配慮をすべきである。

- 2 交通事故の多発傾向にかんがみ、営業車の運転者に対する労働条件の改善について積極的な指導を講ずべきである。

第3 新交通通信体系の総合的、先行的整備 (国際化、大型化に対応する空港の整備)

- 1 国際空港の性格上、防衛庁所管と切り離して民間専用の空港としての諸機能の充実をはかるべきである。

(情報化時代に対応する通信体系の確立)

- 1 通信体系の確立については、加入電話の即時架設、同一市町村の加入区域の統合など、道民の要請に即応しうる体制を確立すべきである。

第4 創造性豊かな人材の養成と学術、文化の振興

- 1 学校の統合については、地域住民に与える影響が大きいため、慎重に行なうよう配慮すべきである。

第6 道民活動を活性化する冬季開発の推進

- 1 市町村道の除雪については、住民の日常活動に支障のないよう努めるとともに、特にスクールバス、患者輸送車の運行確保については、充分配慮すべきである。

第3部 計画達成

第2 計画関連諸方策

- 1 第3期北海道総合開発計画については、道の意見を十分に尊重するとともに、今後における新経済社会発展等の動向等を十分勘案して、適切に策定されるよう国に要請すべきである。

3 計画実施に関し留意すべき事項

第2部 開発の主要施策

第1 躍動する産業の展開

(石炭鉱業の安定と地下資源の開発促進)

- 1 石炭鉱業の安定については、生産合理化と併せて、採掘計画の具体策を速やかに樹立すべきである。

第2 明るく豊かな道民生活の確立

(道民の健康増進と医療水準の向上)

- 1 医療体系の整備については、各センター病院の設備基準、診療科目の配置、病類別病床の整備構想を具体的に検討すべきである。

(労働者の能力発揮と福祉の向上)

- 1 港湾労働者の福祉対策については、住宅並びに福祉センターの建設を十分に配慮すべきである。

第3 新交通通信体系の総合的、先行的整備

- 1 札幌市周辺における住宅団地建設に伴い、交通機関として地下鉄道の延長について検討を急ぐべきである。

- 2 自動車、船舶、航空機、鉄道等の旅客、貨物輸送について、相互の関連調整を充分配慮すべきである。

- 3 既設港湾の実態からみて新設港湾の建設は、公共埠頭の確保をはかるべきである。

第5 自然の保護保存と有効活用

観光地域の土地利用の区分を早急に策定し、自然の保護と俗化防止をはかるべきである。

第3部 計画達成の方策

第2 計画関連諸方策

- 1 本計画達成のためには、相当な資金を必要とするが、特に市町村負担分については、市町村の財政計画上支障を来さないよう配慮すべきである。

石炭対策特別委員会

○1月8日 午後2時35分、第10委員会室において開議、
午後3時10分 散会、委員長 大久保 和男
(自民)

- ① 委員長から、さきの委員会において要求のあつた電力に関する資料の提出があつた旨を報告。
- ② 武藤委員(社会)から、石炭産業の現状に対する道の認識、44年中における閉山および離職者の状況、雄別3山の閉山による関係3町に対する方策、緊急資金対策について質疑、意見および要望があり、副知事(那須)、労働部長および商工部長から答弁、委員長から、本件に関する今後の取り扱い方を理事会に一任された旨をはかり、異議なくそのことに決定。
- ③ 湯田委員(社会)から、電力用炭の単価引き上げの必要性と関係機関への働きかけ、産炭地市町村、炭鉱経営者、道が一体となつた運転資金預託制度の検討方、産炭地の振興に関し、養豚事業導入の努力方、高橋(俊)委員(社会)から、新しい運転資金制度の検討の有無、基金制度等対策の新年度予算組み込みの考え、
武藤委員(社会)から、運転資金の制度確立の必要性について質疑、意見および要望があり、副知事(那須)から答弁。

本日聴取した陳情

石炭政策に関する諸対策について

日本炭鉱労働組合北海道地方本部執行委員長
雄別炭鉱再建問題について

雄別炭鉱労働組合執行委員長
阿 寒 町 長

北方領土対策特別委員会

○1月8日 午前11時3分、第5委員会室において開議、
午前11時56分散会、委員長 朝日 昇(自
民)

① 総務部長から、45年度北方領土対策関係要求予算の概要、水産部次長から、北方海域における漁船の捕獲状況等について説明の後、

青木委員(社会)から、沖縄北方対策庁の機構上の問題の有無、巡視船増加の見通し、全国的な捕防止運動の必要性、

野中委員(社会)から、ソ連プラウダ紙の報道に対する考え方、

堀田委員(自民)から、捕獲漁船員に対する補償の状況、

浜村委員(社会)から、北方領土の範囲と潜在主権に対する考え方

について、それぞれ質疑および意見等があり、総務部長、水産部次長から答弁。

② 45年度北方領土対策関係予算に関する中央折衝を実施することとし、派遣時期および派遣委員については委員長に一任することに決定。

③ 北方領土復帰促進懇請等のため、委員を道外に派遣することをはかり、異議なくそのことに決定、派遣時期等については委員長に一任することとした。



全国都道府県議会議長会

○1月29日 都道府県会館において臨時会を開催、会長のあいさつに引き続き、来賓の秋田自治大臣からあいさつがあり、全議事務局長から、中央米生産調整推進協議会および45年度地方財政対策ならびに44年度本会補正予算について説明があり、異議なく決定の後、協議に入り、欠員中の副会長に鳥取県議長を選任、ついで、全議機構の改正(委員会制度等)にかかる会則の一部改正の内容等について説明があり、異議なく全会一致、原案のとおり決定、なお、国有林野、渉外関係、国鉄赤字線、過疎および万博の各協議会については、近い将来、目的貫徹が予想される関係から暫定的に存置することとし、他の協議会は、全議の5委員会に吸収し、発展的に解消することならびに残余財産の処分等については、関係各協議会の会長間で協議することに決定、このあと、昭和45年度本会予算を原案どおり決定して閉会した。

都道府県議会議員共済会

○1月29日 都道府県会館において代議員会を開催、会長あいさつの後、昭和44年度変更事業計画および予算(給付経理)案ならびに昭和45年度事業計画および予算案を原案どおり決定または承認して閉会した。

全国都道府県議会畜産振興対策協議会

○1月26日 都道府県会館において役員会を開催、会長(北海道議会議長)のあいさつに引き続き、来賓の農林省畜産局畜政課長および中央畜産会常務理事から、明年度畜産振興関係予算について説明を聴取の後、質疑応答を行ない、最後に畜産振興に関する要望を原案どおり決定して閉会した。

資 料

大臣・次官一覧

(45.1.24現在)

大 臣	政 務 次 官	事 務 次 官
内閣総理	佐藤栄作 山口 2	
法 務	小林武治 参静岡	大竹太郎 新潟 4 津田 実
外 務	愛知揆一 宮城 1	竹内黎一 青森 2 森 治樹
大 蔵	福田赳夫 群馬 3	中川一郎 北海道5 澄田 智
		藤田正明 参広島
文 部	坂田道太 熊本 2	西岡武夫 長崎 1 天城 勲
厚 生	内田常雄 山 梨	橋本竜太郎 岡山 2 熊崎正夫
農 林	倉石忠雄 長野 1	渡辺美智雄 栃木 1 檜垣徳太郎
		宮崎正雄 参鳥取
通商産業 (日本万国博覧会担当)	宮沢喜一 広島 3	小宮山重四郎 埼玉 2 大慈弥 嘉久
		内田芳郎 参全国
運 輸 (新東京国際空港担当)	橋本登美三郎 茨城 1	山村新治郎 千葉 2 堀 武夫
郵 政	井出一太郎 長野 2	小淵恵三 群馬 3 曾山克巳
勞 働	野原正勝 岩手 1	大野 明 岐阜 1 村上茂利
建 設 (首都圏・近畿圏・中 部圏各整備局長官、研 究・学園都市担当)	根本竜太郎 秋田 2	田村良平 高 知
自 治	秋田大助 徳 島	大石八治 静岡 1 細郷道一
行政官 国家公安委員長 警察庁長官	荒木万寿夫 福岡 3	黒木利克 参全国 大 国 彰
		後藤正晴
北海道開発庁長官 科学技術庁長官 (原子力委員長、札幌 冬季オリンピック担 当)	西田信一 参北海道	菅野儀作 参千葉 小林元 椽
		藤本孝雄 香川 1 藤波恒雄

防衛庁官長	中曾根 康弘	群馬 3	土屋 義彦	参 埼玉	小幡 久男
経済企画庁長官	佐藤 一郎	参神奈川	山口 シヅエ	東京 6	鹿野 美夫
官房長官	保利 茂	佐 賀	官房副長官	木村 俊夫	三重 1
				小池 欣一	(事務担当)
総理府総務長官	山中 貞則	鹿児島 3	総務副長官	湊 徹郎	福島 2
				岩倉 規夫	
法制局長官	高辻 正巳		法制局次長	吉国 一郎	

衆・参両院正副議長、常任、特別委員長一覧

(45.2.14現在)

区 分	衆 議 院		参 議 院	
議 長	船 田 中	(自民) 栃木 1	重 宗 雄 三	(自民) 全 国
副 議 長	荒 船 清十郎	(自民) 埼玉 3	安 井 謙	(自民) 東 京
内閣委員長	天 野 公 義	(自民) 東京 6	西 村 尚 治	(自民) 全 国
地方行政委員長	菅 太 郎	(自民) 愛媛 1	山 内 一 郎	(自民) 全 国
法務委員長	高 橋 英 吉	(自民) 愛媛 3	小 平 芳 平	(公明) 全 国
外務委員長	田 中 栄 一	(自民) 東京 1	長 谷 川 仁	(自民) 全 国
大蔵委員長	毛 利 松 平	(自民) 愛媛 3	栗 原 祐 幸	(自民) 静 岡
文教委員長	八 木 徹 雄	(自民) 愛媛 2	楠 正 俊	(自民) 全 国
社会労働委員長	倉 成 正	(自民) 長崎 1	佐 野 芳 雄	(社会) 兵 庫
農林水産委員長	草 野 一 郎 平	(自民) 滋 賀	園 田 清 充	(自民) 熊 本
商工委員長	八 田 貞 義	(自民) 福島 2	村 上 春 蔵	(自民) 大 分
運輸委員長	福 井 勇	(自民) 愛知 5	温 水 三 郎	(自民) 宮 崎
通信委員長	金 子 岩 三	(自民) 長崎 2	近 藤 信 一	(社会) 愛 知
建設委員長	金 丸 信	(自民) 山 梨	大 和 与 一	(社会) 群 馬

予 算 委 員 長	中 野 四 郎	(自民)愛知4	堀 本 宣 実	(自民)愛 媛
決 算 委 員 長	浜 野 清 吾	(自民)東京9	松 本 賢 一	(社会)広 島
議 院 運 営 委 員 長	渡 海 元 三 郎	(自民)兵庫3	徳 永 正 利	(自民)全 国
懲 罰 委 員 長	篠 田 弘 作	(自民)北海道5	白 木 義 一 郎	(公明)大 阪

災害対策特別委員長	辻 原 弘 市	(社会)和歌山2	西 村 関 一	(社会)滋 賀
公職選挙法改正に関する特別委員長	吉 田 重 延	(自民)熊本2	井 川 伊 平	(自民)北海道
科学技術振興対策特別委員長	北 側 義 一	(公明)大阪6	宮 崎 正 義	(公明)全 国
石炭対策特別委員長	鬼 木 勝 利	(公明)福岡3		
産業公害対策特別委員長	加 藤 清 二	(社会)愛知2	公害対策特別委員長 松 井 誠	(社会)新 潟
物価問題等に関する特別委員長	松 平 忠 久	(社会)長野2	物価等対策特別委員長 横 山 フ ク	(自民)全 国
沖縄及び北方問題等に関する特別委員長	池 田 清 志	(自民)鹿児島2	沖縄及び北方問題に関する特別委員長 塚 田 十 一 郎	(自民)新 潟
交通安全対策特別委員長	受 田 新 吉	(民社)山口2	瀬 谷 英 行	(社会)埼 玉

政 党 幹 部 一 覧

(45.1.24現在)

自 由 民 主 党

総 裁	佐 藤 栄 作	山口 2	副 総 裁	川 島 正 次 郎	千葉 1	
幹 事 長	田 中 角 栄	新潟 3				
副 幹 事 長	二 階 堂 進	鹿児島3	丹 羽 喬 四 郎	茨 城 3	松 沢 雄 蔵	山 形 2
	砂 原 格	広島 1	前 田 佳 都 男	参 和 歌 山		
総 務 会 長	鈴 木 善 幸	岩手 1				
副 会 長	未 定					
衆議院議員の公選による者	大 坪 保 雄	佐 賀	大 西 正 男	高 知	大 野 市 郎	新潟 3
	賀 屋 興 宣	東京 3	鍛 冶 良 作	富 山 1	木 村 武 雄	山 形 1
	久 野 忠 治	愛知 2	小 平 久 雄	栃 木 2	桜 内 義 雄	島 根

	椎名悦三郎	岩手 2	砂田重民	兵庫 1	田村元	三重 3
	福永健司	埼玉 1	藤田義光	熊本 1	本名武	北海道 5
参議院議員の公選による者	伊藤五郎	山形	大竹平八郎	全国	梶原茂嘉	全国
	古池信三	岐阜	郡祐一	茨城	新谷寅三郎	奈良
	寺尾豊	高知				
総裁の指名による者	鈴木善幸	岩手 1	赤沢正道	鳥取	足立篤郎	静岡 3
	島村一郎	東京 10	広瀬正雄	大分 1	三池信	佐賀
	村上勇	大分 1	今春聴	参全国		
国会対策委員長	塚原俊郎	茨城 2				
副委員長	安倍晋太郎	山口 1	上村千一郎	愛知 5	竹下登	島根
	海部俊樹	愛知 3	稲村左近四郎	石川 2		
財務委員長	中垣国男	愛知 4	党紀委員長	千葉三郎	千葉 3	
全国組織委員長	辻寛一	愛知 6	国民運動本部長	長谷川峻	宮城 2	
広報委員長	佐々木秀世	北海道 2				
両院議員総会長	井野碩哉	参三重	衆議院議員総会長	大石武一	宮城 2	
			参議院議員総会長	平井太郎	参香川	
政務調査会長	水田三喜男	千葉 3	(担			当)
会長代理	西村直巳	静岡 1	外交、国防、農林、水産			
副会長	坊秀男	和歌山 1	内閣、財政、地方行政、社会			
	稲葉修	新潟 2	法務、文教、労働、科学技術			
	小川平二	長野 3	商工、建設、交通、通信、国土			
	増原恵吉	参愛媛	参議院との連絡			

日本社会党

中央執行委員長	成田知巳	香川 1	
---------	------	------	--

副委員長	三宅正一	新潟 3	山花秀雄	／		
書記長	江田三郎	岡山 2				
国会対策委員長	柳田秀一	京都 2				
副委員長	八木昇	佐賀	三木喜夫	兵庫 4	平林剛	神奈川 3
	占部秀男	参 東京	北村暢	参 全国		
政策審議会長	多賀谷真稔	／				
副会長	北山愛郎	岩手 2	八木一男	／	中沢茂一	長野 1
	川村継義	熊本 2	穂積七郎	／	小林武	参 全国
	山本伊三郎	参 全国	北村暢	参 全国		
両院議員総会長	日野吉夫	宮城 2				
副会長	赤路友蔵	／	小松幹	／	松沢兼人	参 兵庫
	林虎雄	参 長野				
代議士会長	楯兼次郎	岐阜 2				
副会長	森本靖	／	渡辺惣蔵	／	田中武夫	兵庫 3

参議院日本社会党

議員総会長	松沢兼人	兵庫				
副会長	小森武	全国	大矢正	北海道	森中守義	熊本

公明党

委員長	竹入義勝	東京 10				
副委員長	白木義一郎	参 大阪				
書記長	矢野累也	大阪 4				
副書記長	大野潔	東京 7	渡辺一郎	兵庫 1	黒柳明	参 全国
	多田省吾	参 全国				
国会対策委員長	渡辺一郎	兵庫 1				

副委員長	伏木和雄	神奈川1	浅井美幸	大阪2	広沢直樹	徳島
	黒柳明	参全国	二宮文造	参全国	上林繁次郎	参全国
政策局長	正木良明	大阪5				
次長	中尾辰義	参全国	矢追秀彦	参全国		
組織局長	鈴木一弘	参全国				
政審局長	松尾正吉	神奈川2				
衆議院議員団長	大野潔	東京7				

参議院公明党

議員団長	鈴木一弘	全国				
幹事長	多田省吾	全国				
副幹事長	田代富士男	大阪	原田立	全国		
国会対策委員長	二宮文造	全国				
副委員長	黒柳明	全国	上林繁次郎	全国	矢追秀彦	全国

民主社会党

中央執行委員長	西村英一	大阪5				
書記長	佐々木良作	兵庫5	副書記長	小平忠	北海道4	
国会対策委員長	池田禎治	福岡4				
副委員長	玉置一徳	京都2	鈴木一	秋田1	麻生良方	東京1
	中村時雄	／	向井長年	参全国		
政策審議会長	竹本孫一	静岡3				
副会長	和田耕作	東京4	岡沢完治	大阪3	折小野良一	／
	中沢伊登子	参兵庫	米山雄治	／	大内啓伍	／
国会議員団長	受田新吉	山口2				
代議士会長	内海清	広島3				

参議院議員会長	高山恒雄	参 全国	
---------	------	------	--

日 本 共 産 党

中央委員会議長	野坂参三	参 東京	議員団総会会長	春日正一	参 全国	
書記長	宮本顯治	／	副会長	米原昶	東京 2	
衆議院議員団長	谷口善太郎	京都 1		不破哲三	東京 6	
衆議院国会対策委員長	林百郎	長野 3				
参議院議員団長	岩間正男	参 全国				
参議院国会対策委員長	須藤五郎	参 全国				

行政実例

○議会議員の応招途上における災害の取扱いについて

(自治給第21号 昭和44年3月20日)
福井県総務部長宛 給与課長回答)

問 1 急施議会の招集に応ずるため往復途上の災害について

地方自治法第101条第2項ただし書の急施を要する場合の議会の招集は、一般職の「公務上の災害の認定基準について(昭和42年12月1日地基第4号各支部長あて理事長通知)一(㉞)」に該当し、その往復途上とも公務上の災害として取扱つて差し支えないものと思うがどうか。

2 会議時間の繰上又は延長による往復途上の災害について

議会の会議時間は会議規則(地方自治法第120条)によつて定められているが、同模範準則によると議長は必要があるときこれを変更することができるものとされているので、規則に定められた時間を1時間以上繰上げて変更した場合の応招及び会議が午後10時から午前5時までで終了した場合の帰途は、一般職の「通勤途上において職員が受けた災害の取扱(昭和43年4月23日地基補第130号各支部長あて理事長通知)一(㉞)」に該当し、公務上の災害として取扱つて差し支えないと思うがどうか。

3 日曜日及び休日等休会とされた日における議会の往復途上の災害について

日曜日及び休日が、会議規則で休会とされている場合においても議長が特に必要であると認めるとき及び地方自治法第114条第1項の規定による請求又は議会の議決があつたときは、休会の日でも会議を開かなければならないこととされているが、これは一般職の「通勤途上において職員が受けた災害の取扱いについて(昭和43年4月23日地基補第130号各支部長あて理事長通知)一(3)」に該当し、公務上の災害として取扱つて差し支えないと思うがどうか。

答 1、2及び3お見込みのとおり。

○議会議員の出張中における災害の取扱いについて

(自治給第22号 昭和44年3月20日)
田川市議会事務局局長宛 給与課長回答)

問 地方議会議員の活動能力は議会開会中(会期中)と、地方自治法第109条第5項及び第110条第3項の後段の規定にもとづく、閉会中の審査を行なうときのみに限られると思われるが、閉会中の一般的な議員の行政視察出張を行なう場合の公務災害取扱いに関しては、次のいずれによるべきかご教示願いたい。

- 1 議会の閉会中の調査又は審査付託議決の案件にもとづく出張中の事故でなければ公務災害の対象にならない。
- 2 議会の付託議決案件にもとづかなくとも議員要請にもとづいて議会が命令したところの一般の行政視察出張中の事故であれば、公務災害の対象となる。

答 1 お見込みのとおり。なお、委員会に特定の事件が付議されていない場合においても、当該議員の所属する委員会の所管事務について調査のため出張中に事故が発生したときは公務災害となり得るものであるため念のため申し添える。

○議会議員の公務上の災害の取扱いについて

(自治給第28号 昭和44年4月10日)
全国町村議会議長会事務局局長宛 給与課長回答)

問 「議員の公務上の災害の取り扱いについて」(昭和43・5・6自治給第51号各都道府県総務部長宛 自治省行政局公務員部長通知)について次の通り照会します。

- 1 相当因果関係とは、どの程度のことをいうか。
- 2 天災地変の場合は除かれているが、例えば、地震により自宅所在地域には被害がなかつたが、議事堂が倒壊し負傷した場合でも除かれるか。
- 3 緊急急施の議会につて次のとおり解してよいか。
 - イ 臨時会のすべてが緊急急施とは解されない。
 - ロ 会議規則に会議時間が午前10時と定めてある場合に、午前9時から開く会議は緊急急施と解される。
 - ハ 会議規則に閉議時間が午後4時と定めてある場合に、午後5時以降に会議を閉じた場合の復路の事故は含まれる。
 - ニ 利用する交通機関は、順路によつている限り営業用であると自家用であるとその種類は問わないと解してよいか。
- 4 公共団体等の会合式典に議会の代表として出席する場合、議会を代表する者である限り、議長、副議長と一般議員たるとを問わないと解してよいか。
また、町村内の式典に全議員に招待状が発せられた場合は、出席者全員を代表もしくは代表に準ずるものと解してよいか。
- 5 国会議員等が来町(村)した場合、陳情をするため町長より要請があつて、会場に往復する途上の事故及び陳情中の事故は公務上の災害と認めてよいか。
- 6 陳情するために町村外に出張する往復途上及び滞在中の事故は公務上と認めてよいか。
- 7 優良町村を視察するため、議員中の数名が班を編成し、町村外に出張した場合の往復途上及び旅行中の事故は公務上と認めてよいか。

答 1 「相当因果関係」とは、公務の遂行と発生した災害との間に自然的な因果関係があるもののうち、われわれ

れの経験的知識から判断して、そのような公務の遂行があれば、そのような災害が発生するであろうことが一般的であると考えられる範囲にだけ認められる因果関係である。

- 2 天災地変の場合については、「議員の公務上の災害の取り扱いについて」(昭和43・5・6自治給第51号各都道府県総務部長あて自治省行政局公務員部長通知)一の(内)により判断すべきである。
- 3イ お見込みのとおり。
 - ロ 必ずしも緊急急施を要する議会の会議に該当するとは限らないが正規の会議の開始時刻より1時間以上早く会議を開く場合における設問の災害については原則として公務上の災害として取り扱って差し支えない。
 - ハ 会議が午後10時から翌日の午前5時までの間に終了した場合の帰途は原則として公務上の災害として取り扱って差し支えない。
 - ニ お見込みのとおり。
- 4 前段 お見込みのとおり。
後段 全員を代表もしくは代表に準ずるものと解することはできない。
- 5 陳情は、正規の議会活動とは解されないから公務外である。ただし、地方自治法第99条第2項の規定による意見書の提出等正規の議会活動である場合はお見込みのとおり。
- 6 5により承知されたい。
- 7 委員会に付託された特定の事件又は委員会の所管事務について調査のため出張中に事故が発生した場合であれば、原則として公務上として差し支えない。

円)が得られないこととなっている場合は、休業補償をつぎのとおり支給する。

$$3,000 \text{円} \times \frac{60}{100} - 1,000 \text{円} = 800 \text{円}$$

$$\left(\begin{array}{c} \text{補償} \\ \text{基礎額} \end{array} \right) \quad \left(\begin{array}{c} \text{議員報酬} \\ 30,000 \text{円} \times \frac{1}{30} \end{array} \right) \quad \left(\begin{array}{c} \text{休業補} \\ \text{償の額} \end{array} \right)$$

(注) この場合、他の業務による収入が得られないこととなる額は、日額400円(12,000円× $\frac{1}{30}$)であるのに休業補償の額は、800円となり、損失の額より400円も多く補償する結果となるが不合理ではないか。

答 1及び2の場合は、いずれも休業補償として800円(3,000× $\frac{60}{100}$ -30,000× $\frac{1}{30}$ =800)を支給すべきである。

○議会議員に対する休業補償の支給について

(自治給第29号 昭和44年4月11日)
(広島県総務部長宛 給与課長回答)

問 議会の議員その他非常勤の公務災害補償に関する条例(案)(昭和42年9月1日自治給第56号都道府県知事あて自治事務次官通知「地方公務員災害補償法等の施行について」別紙。以下「条例(案)」という。)の適用を受ける議会の議員で、議員の報酬は、月額3万円であるが、条例(案)第5条第1号の補償基礎額は、3,000円に定められている場合の、当該議員に対する休業補償の支給については、つぎのとおり取扱うこととしてよいか。何分の回答をお願いします。

- 1 当該議員に、報酬以外の収入がなく、また議員の報酬の全額が支給されている場合は、たとえ本例のようにその補償基礎額が報酬月額 $\frac{1}{30}$ の額をこえていても、休業補償は支給しない。
- 2 議員の報酬の全額が支給されていても、他の業務(例えば書道教授)による収入(例えば月額1万2,000

1月のメモ

- 5 ○自治省、各自治体の公害対策の調査結果をまとめる、32都府県が条例制定。
○消防庁、昨年の火災による焼死者数をまとめる。
1,268人で昨年より108人増。
○道警、昨年の交通事故をまとめる、発生2万9,640件、死者832人。
- 7 ○道44年度辺地対策事業債の第1次決定額を関係市町村に通知、総額8億8,000万円、50％は振興基金。
○警察庁、44年の交通事故件数を発表、発生71万7,621件、死傷者96万7,800人。
○大蔵省、過剰米対策で古米対策予算を計上し、毎年確実に処理する等の長期基本方針を固める。
- 8 ○日ソ天然ガス本格交渉始まる。
- 9 ○閣議、経済企画庁の43年度国民所得統計報告を了承、国民総生産、実質46兆2,900億円、史上第2位の伸び率、1人当たりの所得、自由世界で19位。
- 11 ○政府、43.10.1現在の住宅統計調査の結果を発表、持家より借家が急増。
- 13 ○道、道米生産調整対策推進本部の設置を決定。
- 14 ○第63特別国会開会、会期5月13日まで120日間を決定、議長に船田中氏、副議長荒船清十郎氏を選出。
○第3次佐藤新内閣発足、北海道開発庁長官に西田信一氏を決定。
○札幌通産局、昨年の道産品の輸出認証額をまとめる、8,944万ドル、前年比9.9％増。
- 17 ○青函トンネル本州側調査斜坑底に到達。
- 20 ○衆議院、各常任委員長及び特別委員長を選任、懲罰委員長に篠田弘作氏。
○政府、政務次官を決定、大蔵政務次官に中川一郎氏。
○閣議、札幌オリンピック大会準備対策協議会長に西田信一氏を決定。
- 22 ○厚生省、43年度簡易生命表を発表、平均寿命、男69.05歳、女74.3歳。
○経済企画庁、独身勤労者消費動向調査を発表、月平均収入4万1,164円。
- 23 ○北海道熱供給公社、熱供給単価を1,000キロカロリー当たり3円80銭に決定。
○札幌高裁、長沼問題で保安林解除を認め、執行停止申し立てを却下。
○第1回臨時道議会開会、第3期北海道総合開発計画に関する意見案について調査意見のとおり決定し、閉会。
- 26 ○道、住民基本台帳人口移動報告結果(速報)を発表、全道世帯数145万2,142、5万7,645の世帯増、人口537万7,468人で、2万4,927人の減。
- 27 ○北炭夕張鉱で崩落事故、1人脱出、7人救出、4人生き埋め死亡。
○自治省、43年度中の地方公務員懲戒処分者と刑事処分者を発表、懲戒処分者4万7,851人、刑事処分者1,929人。
- 30 ○政府、沖繩・北方対策庁の新設を総理府原案どおり決定。
○総理府、44年全国消費者物価指数を発表、対前年上昇率5.2％。
○町村知事、第3期道総合開発計画に関する意見書を政府に提出。
- 31 ○45年度予算政府案決定、一般会計7兆9,497億6,400万円、北海道開発予算額1,795億7,065万4,000円(最終額)